

平成26年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成26年3月3日（月曜日）午前9時12分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町名誉町民の推薦について
第16号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第17号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第18号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第19号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第20号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第21号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
第22号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第2号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第6号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第7号議案 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について
第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について
第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について
第15号議案 町道路線の認定及び廃止について
第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算
第24号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算
第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算
第28号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

- 第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算
第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君	16番 大嶽弘君

欠席議員（1名）

12番 内田 等君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木 司君
環境経済部長 山本幸一君	建設部長 近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長 小山信之君
教 育 長 小野伸之君	教 育 部 長 春日井輝彦君
消 防 長 山本正義君	消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長 齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

去る2月6日、全国町村議会議長会第65回定期総会において、第28回町村議会広報全国コンクールの表彰が行われ、本町議会の平成25年4月25日発行の広報紙第148号が優良賞を受賞いたしました。

今回の受賞は、昨年の奨励賞に引き続いて5年連続の受賞となり、本町議会にとりましても大変名誉なことでもあります。

ただいまより、その伝達を行います。

表彰の伝達は、議会広報特別委員会委員長に行いますので、よろしく願いいたします。

す。

15番 浅井議員、発言台前までお願いします。

〔15番 浅井武光君 発言台へ〕

○議長（大嶽 弘君） 表彰状

優良賞

愛知県幸田町議会殿

貴議会広報紙は第28回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。

よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

代読。おめでとうございます。（拍手）

○議長（大嶽 弘君） 数多くあります全国の町村議会の中から、5年連続しまして昨年の奨励賞を上回る優良賞の受賞であります。議会を代表しまして、心からお喜び申し上げます。

広報委員の皆様方の日ごろからの御努力と御尽力のたまものであり、心から感謝を申し上げます。

本議会といたしましても、議会の機能をよりわかりやすく住民に伝えていく責務があります。町民に親しみやすい紙面づくりを目指して、今後とも議員各位の御協力と広報特別委員の一層の御活躍をお願い申し上げます。

ここで、議会広報特別委員会委員長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

15番、浅井武光君。

〔15番 浅井武光君 登壇〕

○15番（浅井武光君） 議会広報特別委員会から皆様方に、議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議会広報コンクールの受賞がことしで5年連続となりました。編集委員一同、大変うれしく、名誉のことと感じております。このような成果が出ましたのは、今までの先輩が築いてこられた技術や伝統の蓄積、それから議員各位からの御教授、御協力のたまものと考えております。

また、特集記事の編集に当たりましては、御支援と御協力をいただいております学校関係の皆様、それから町民の皆様に、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後は、さらなる御教授、御鞭撻をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。まことに大変ありがとうございました。

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、表彰伝達を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

平成26年第1回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は平成26年度当初予算を初めとする31件の議案の審議をいただく重要な議会であります。

町民福祉向上のための議論を深め、町民の思い、民意が反映されますよう十分な審議を願うものであります。

議員各位には、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さはまだ続いておりますが、弥生3月となり、日ごとに春めいてまいりました。学びやでは、別れの月ともなっております。また、町民の皆さんが楽しみにしております桜も、中央公園のアオイザクラに始まりまして、ソメイヨシノ、幸田文化公園のしだれ桜等、次々に咲いてまいります。大変楽しみにしているところでございます。

ただいまは、幸田町議会広報が、第28回町村議会広報全国コンクールにおいて、全国町村議会議長会から昨年の奨励賞に引き続き、はえある優良賞を受賞され、連続5回の受賞ということで、心からその功績に対してお喜び、お祝いを申し上げます。これからも町民の方々に議会の情勢をお知らせいただき、一層の御活躍を御祈念申し上げます。大変おめでとうございました。

さて、本日ここに平成26年第1回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、しかも早朝より御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の増進・向上のために御尽力を賜っており、また行政運営各般にわたり、何かと温かい御支援をいただいていることに対し、改めて心から御礼を申し上げます。

さて、今議会に提案させていただきます議案は、平成26年度当初予算を初め、全部で31件の議案をお願いするものでございます。

まず、第1号議案幸田町名誉町民の推薦について1件、平成25年度補正予算関係につきましては一般会計を初め7件、その大部分は予算執行を十分精査した上での年度末整理が中心となっております。このほか、単行議案14件、当初予算は一般会計を初め9件であります。後ほど時間をいただき、施政方針と予算の概要を述べ、町政運営についての考え方を示してまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の方から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政運営上、大変重要なものばかりでございますので、誠意をもってお答えをしてみたいと存じます。

今議会に提案させていただいております議案につきましては、慎重かつ円滑に御審議の上、全議案とも可決・承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、御報告いたします。

12番、内田議員は、体調不良のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成26年2月14日開催の産業建設委員協議会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、平成26年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時11分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時12分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月3日から3月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月3日から3月26日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりです。御了承願います。

日程第3

○議長(大嶽 弘君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査11月分、12月分の2件と、定期監査4件であります。これは、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号1件を、所管となります。文教福祉委員会に付託いたします。

次に、平成25年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(大嶽 弘君) 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、平成26年度予算の大要と施政方針につきまして、説明をさせていただきます。

平成26年度予算の大要と施政方針、平成26年3月3日、幸田町長 大須賀一誠。

節目の年を迎え、一歩ずつ着実に前進することを目指して。災害に強く、安心して暮らせるまちづくり。

本日、平成26年度第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、社会経済情勢は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が心配されますが、経済対策などの推進による堅調な内需に支えられ、景気の回復が見込まれています。本町におきましても、町民税・固定資産税など回復傾向にありますが、リーマンショック前の平成19年度の93億円からは10億円もの大幅な減収の状況であり、予算編成に当たりましては、慎重な対応で臨んでまいりました。

このような状況ではありますが、基本構想に掲げた「人と自然を大切にする緑住文化都市」の実現に向けて、第5次幸田町総合計画の検証を行いつつ、住民福祉のさらなる向上を目指してまいります。また、中央小学校大規模改造や橋梁長寿命化修繕計画策定などの防災・安全対策を重点施策と位置づけ、新規事業に取り組みながら、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、多様な行政課題に的確に対応し、計画的な

社会基盤の整備や住民サービスの向上を図ってまいります。

新年度予算は、このような認識のもと「節目の年を迎え、一步ずつ着実に前進することを目指して」をキーワードとし、予算編成に当たっては「災害に強く、安心して暮らせるまちづくり」の構築に向け、本町の将来展望に立ち、可能な限りを尽くし、その負託に応えるべく配慮いたしました。

ここで、新年度予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

平成26年度当初予算の概要。1番、予算の規模であります。

平成26年度当初予算の規模は、一般会計及び7つの特別会計並びに企業会計合わせて213億568万円となり、前年度に対しまして20億1,921万円、10.5%増となっております。

一般会計につきましては、総額131億2,000万円、前年度比7.4%増といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額2,951万円、34.1%の減といたしました。幸田駅前保有土地売り払いによる一般会計への繰出金が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費及び後期高齢者支援金の増を見込み、総額31億5,816万円、4.2%の増といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額2億9,708万円、10.8%増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、要介護者にかかる介護サービス給付費の増を見込み、総額17億66万円、21.7%増といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的推進をしておりますが、物件移転補償費の増により、総額3億2,255万円、72.3%増といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設などの維持管理及び町債の償還に要する経費が主なもので、総額3億8,523万円、0.7%増といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債の償還が主なもので、3地区の土地区画整理地内の整備により、総額7億7,943万円、11.2%増といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億9,704万円、17.3%増、また、資本的支出にあつては、永野ポンプ場更新工事やライフライン機能の強化、区画整理関連工事などにより7億1,602万円、90.8%増といたしました。

2番目に、一般会計の歳入であります。

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、前年度比11.8%増の83億6,840万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び均等割額の増額などにより対前年度3,900万円の増、1.7%の増とし、また、法人町

民税につきましては、自動車関連企業を初めとした企業業績の回復により、6億3,000万円の増、105.0%増と見込み、町民税全体では6億6,900万円増、23.3%増といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は税制改正により3,200万円の増、同2.5%の増とし、家屋分は土地区画整理地内の新築住宅増により5,700万円の増、4.6%の増とし、償却資産分につきましては、依然厳しい状況ではありますが、企業の業績改善もあり増を見込み、1億2,500万円の増、8.7%増とし、固定資産税全体では2億1,400万円の増、5.4%増といたしております。

軽自動車税につきましては、経済性が重視され、引き続き販売好調を見込み、7,450万円、1.5%増とし、たばこ税につきましては、消費税増税に伴う値上げなどによる売り上げ本数の減少を見込み、1,500万円の減、5.0%減の2億8,500万円といたしました。

入湯税につきましては、前年度と同額の380万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により1,200万円の増、4.3%増の2億9,300万円といたしました。

配当割交付金につきましては、上場企業の業績回復及び軽減税率適用の廃止により前年度比130.8%増の3,000万円とし、地方消費税交付金につきましては、消費税の税率が5%から8%になることの影響が秋以降であり、対前年度比7.7%増の4億2,000万円と見込み、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税の税率引き下げ及びエコカー減税軽減割合の拡大などにより対前年度比59.0%減の3,200万円といたしました。そのほか各種交付金につきましては、いずれも実績を考慮いたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。

分担金・負担金につきましては、園児数の増加による保育料保護者負担金の増などにより、総額1億9,758万円、7.4%増とし、また、公営住宅や公共駐車場などに係る使用料・手数料につきましては、JAの指定ごみ袋の代金の精算方法の変更による減などにより、総額2億2,096万円、10.0%減といたしました。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金や子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の新規計上などにより、総額10億5,410万円、2.9%増とし、県支出金につきましては、子育て支援減税手当給付事業費補助金の新規計上や自立支援介護給付費負担金の増などにより、総額6億5,137万円、10.1%増といたしました。

財産収入につきましては、基金利子が主なもので、総額1,857万円、71.9%減といたしました。

寄附金につきましては、科目維持といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補填することといたしましたが、中央小学校大規模改造事業等のため教育施設整備基金から3,800万円及び財政調整基金から10億7,771万円を繰り入れし、その他特別会計

からの繰入金671万円を合わせ、総額11億2,242万円、6.5%減といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様3億円といたしました。

諸収入につきましては、小・中学校給食費が主な収入で、総額4億5,149万円、5.2%増といたしました。

町債につきましては、大草保育園駐車場整備のための4,000万円の借り入れのみとし、プライマリーバランスを堅持し公債費の縮減を図ってまいります。

3番目に、一般会計の歳出でございます。

義務的経費、人件費・扶助費・公債費につきましては、障害者福祉の自立支援給付費などの扶助費の増や、相見駅自由通路建設事業等の起債の償還スタートによる公債費の増により、2億25万円増、3.2%増の総額63億6,274万円であります。

投資的経費、普通建設事業費だとか災害復旧費につきましては、6,664万円増、8.8%増の総額8億2,492万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、中央小学校の大規模改造事業、橋梁長寿命化修繕計画策定事業、保健センターの空調改修事業、大草保育園の駐車場整備事業、道路新設改良事業、野場横落線、長嶺1号線等であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費などの経費の合計は、6億3,311万円増、12%増の総額59億234万円であります。主なものといたしましては、物件費では予防接種や各種健診、町民会館などの指定管理委託料、補助費では町税還付金や児童手当など、その他各特別会計への繰出金等であります。増加した主な要因は、物件費においては、基幹系業務システム再構築のための委託料の新規計上、補助費においては、臨時福祉給付金等の新規計上、国保・介護・下水道事業の事業費増による特別会計への繰出金の増加によるものであります。

以上が平成26年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、施政方針に移らせていただきます。

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

我が国の少子高齢化は世界がこれまでに経験したことの無いほどの速さで進行しており、持続可能な社会保障制度を構築することが喫緊の課題となっている中、本町におきましても年々増加する扶助費等の経常経費が財政を圧迫する一因となっております。また、税収においても、法人住民税が一部国税化されるなど交付税の不交付団体である本町にとっては、今後とも厳しい財政運営となることが想定されます。

このような状況ではありますが、新年度においても、施設等の建設に重点を置く行政ではなく、身近な事業を重視し、災害に強く安心して暮らせるまちの実現を最重点とし、また、まちづくりの基本指針であります第5次総合計画に掲げる6本の柱を中心に、安全・安心なまちづくりを初め、生活基盤の整備、福祉・教育の充実に努め、「夢のある、心のかよう、活力あるまち」、「人と自然を大切に作る緑住文化都市」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

第1に、安全で快適な都市基盤・生活の環境づくり。

安全・安心施策につきましては、防災・減災対策に万全を期し、災害に強いまちづくりに向け、自主防災組織の防災力の向上を図るとともに地震防災マップの作成を進め、地域における防災意識の向上に取り組んでまいります。また、巨大地震がいつ起きてもおかしくない今、被害を最小限に抑えるため、公共施設の窓ガラスに飛散防止フィルムを張り、減災に努めるとともに、民間木造住宅耐震改修費補助を初めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進してまいります。都市公園につきましては、里前公園及び沢渡公園に多目的トイレの整備等を行い、公園のバリアフリー化を図ります。

交通・防犯対策につきましては、幸田町地域安全ステーションを交通・防犯の活動拠点として、警察、地域、学校、自主防災組織との連携強化を図り、交通事故防止と犯罪抑止のネットワーク体制の強化に取り組んでまいります。交通安全啓発活動による交通事故防止とLED防犯灯、防犯カメラの設置による犯罪抑止を図り、また、新たに橋梁長寿命化修繕計画の策定及び道路照明灯の点検を行い、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気軽に利用できる移動手段及び子どもたちのためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な住民の足となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・区画整理・上下水道などの生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡幅改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施します。舗装路面の性状調査を行い、傷みの激しい路線につきましては、順次修繕を行ってまいります。また、野場横落線など幹線町道の計画的な整備に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき区画道路及び建物移転等に取り組み、また、岩堀・六栗・里の3地区につきましては、順次整備し都市基盤の整備を推進してまいります。

衛生的で、安心して住みたくなるまちづくりには、住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、安全・強靱・持続の観点から施設の耐震対策を重点施策とし、永野ポンプ場更新工事やライフライン機能強化事業及び区画整理配水管布設事業などの水道施設整備を進めてまいります。農業集落排水事業につきましては、農業集落排水処理場の機器整備を初めとして適正な維持管理に取り組んでまいります。公共下水道につきましては、北部処理分区及び新規土地区画整理地内の整備を推進し、引き続き環境の保全と良好な住環境確保に取り組んでまいります。また、下水道事業の企業会計への移行準備作業を新年度から3年間にわたり進めてまいります。

消防救急体制につきましては、都市化及び高齢化の進展により救急救助業務に対する社会的要請はますます高まっております。救急救命士及び救急隊員の養成、救助技術の高度化、救急隊員の技術・資質の向上を図り、救助・救命率の向上に努めてまいります。

また、大規模災害に備えて長期的、継続的な防災備蓄資機材の整備が必要であり、防災備蓄倉庫を幸田中学校に設置するとともに、災害発生時に防災資機材等を速やかに搬送するために、アルミ製折り畳み式リヤカーを全区に配備し防災資機材の充実に向けて

まいります。

また、消防用水利標識の看板を設置し、消防水利の所在を明らかにすることで消防活動に支障を来さないよう努めてまいります。

また、幸田・芦谷・荻・桜坂の4区を管轄しております第2分団第1部車庫兼詰所の周辺は、一般住宅が密集しているため移転に着手いたします。

第2に、環境と調和するまちづくり。

CO₂など温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄などによる生活環境等の悪化は、地球全体の課題であります。また、地球全体で取り組まなければならない課題となっております。

本町では、引き続き新エネルギーの積極的な活用の推進として太陽光発電システム・燃料電池システム・太陽熱システムを町民の皆様が導入するための補助制度を継続してまいります。公共施設にはグリーンカーテン設置を継続し、町民の皆様を対象にグリーンカーテンコンクールを開催し、多くの皆さんに参加していただきたいと思っております。また、資源循環型社会を構築するために一層の廃棄物減量・資源化及びリサイクルを推進し、良好な生活環境保全を図ってまいります。次年度からは、ごみの分別方法を変更し、わかりやすいごみの分別に努めてまいります。

ソフト面につきましては、自然観察会や環境学習講座などの環境活動を通じて、子どもたちからお年寄りまで幅広く町民の皆様自然の大切さや町の環境問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

第3に、多様な産業が育つまちづくり。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっております。このような中で、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行うとともに、担い手育成に向けた農業講座を開設するなど、町・生産者・JAなどが一体となって振興を図ってまいります。特産物の販売促進につきましては、食育・地産地消事業、産業まつりなどを通じてPR活動に努め、町内購買力の向上を図るとともに、安全で安心な農産物の供給に努め、幸田ブランドの確立を図ってまいります。また、近年では特に地元の農産物・旬のものを地域で消費する地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体との連携や、道の駅筆柿の里・幸田を活用して、より具体的な方策を検討してまいります。

さらに、道の駅筆柿の里・幸田においては、各種イベントを開催し、町内外から訪れる方々に新鮮な農産物などを提供し、リピーターの増加を引き続き目指していきます。また、特に幸田町を代表する筆柿の販売につきましては、販売単価の低迷や後継者不足の問題が懸念される中、生産ラインの改修を含め出荷効率を上げるための支援を図ってまいります。また、マスコミを活用した宣伝効果による販売促進や、収穫の支援についての仕組みづくりを検討するなど産地ブランドの確立に努めてまいります。

また、日本型直接支払制度が創設される中、農地・水保全管理事業にかかわる多面的機能支払事業を継続する一方、農業施設の長寿命化を図るための向上活動も新たに加え、農業基盤の保全を図ります。

林業の振興につきましては、イノシシ等の出没区域も拡大するなど、鳥獣害対策の拡充が望まれる中、電気柵などの設置補助を継続してまいります。また、林道の維持補修の継続や新路線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりも努めてまいります。

商工につきましては、中小企業の経営支援を図るため、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続してまいります。幸田駅前につきましては、駅前再開発を契機として、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援する一方、にぎやかで活気あるまちづくりが図られるようイベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅筆柿の里・幸田や、彦左まつり・しだれ桜まつり・大井池桜まつり、また、あじさいまつりなどイベント事業の宣伝などにより誘客に努めてまいります。

また、企業立地につきましては、平成25年度に策定いたしました企業立地マスタープランの推進やプレステージレクチャーズ・ものづくり日本講演会に継続して取り組むとともに、ものづくり企業の業務改善指導及び創業等にかかる人材育成支援を進めてまいります。また、新たな工業団地の開発に向けた予備調査を行い、新産業と雇用の創出を目指してまいります。

第4に、健康・福祉のまちづくりであります。

健康・福祉の推進につきましては、平成25年度に新たに策定しました第2次健康こうた21計画の実践により、子ども、働き盛り、熟年期までの町民の健康づくりの推進と安心して子育てができるための支援など児童福祉の充実に取り組んでまいります。

予防事業につきましては、高齢者肺炎球菌、水ぼうそうのワクチン接種の定期接種化への取り組みや、引き続き風疹ワクチン接種費補助事業を行ってまいります。また、人間ドック、住民健診やがん検診を推進し、特に女性特有のがん検診事業の受診勧奨に力を入れてまいります。

母子保健対策につきましては、引き続き妊婦健診・乳幼児健診などの健診の充実や一般不妊治療に対する助成の継続に努めてまいります。

町民の健康増進の拠点となる保健センターの機能向上のため、空調設備の更新に取り組めます。

児童福祉対策につきましては、まずは子どもの命と安穏な生活を保障すべく、児童虐待の予防と対応に努めてまいります。また、増築及び大規模改修が完了したわしだ保育園を初めとした各保育園における就学前児童の受け入れ拡大及び放課後子ども教室を編入し、新体制となった児童クラブにおける放課後児童の受け入れにより、共働き家庭の子育てを支援してまいります。子育て家庭に対する経済的な支援といたしましては、私立幼稚園入園料補助金及び就園奨励費補助金、児童手当等の交付・支給に加え、平成26年度の単年度事業といたしまして、国の子育て世帯臨時特例給付金及び県の子育て支援減税手当の給付に取り組めます。その他、子ども・子育て支援事業計画の策定及び新システムの導入等、平成27年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度への準備、対応を進めてまいります。また、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、民間の就学前教育及び保育施設の誘致並びに町立保育園の民営化等について調査・研究してまいります。

障害者福祉対策につきましては、障害があってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことができる地域社会の実現が必要であります。障害者総合支援法による障害福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、本町における障害者の社会生活の拠点であります地域活動支援センターの空調設備改修を昨年度に引き続き実施し、環境整備に取り組みます。また、さまざまな課題を抱える障害者に対する的確な対応と支援を図るため、障害者相談支援事業を週2日から週5日に充実させてまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護保険事業計画に基づき介護施設及び介護予防事業などの充実努めるとともに、介護保険の対象とならない高齢者の在宅サービスや在宅で介護されている方たちの負担軽減を図るため、紙おむつや在宅介護手当の支給についても継続してまいります。

また、社会福祉法人により深溝地区に建設を進めております特別養護老人ホームにつきましては、平成26年度末に開所の見通しとなりましたが、福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続や、母子家庭等、障害者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、地域文化・人づくり。

学校教育につきましては、生きる力を育み、心身ともに健やかな児童・生徒の育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、学校づくりを進めてまいります。日本語指導嘱託教員、母国語対応支援員、少人数指導嘱託教員、通級指導嘱託教員、学級補助嘱託教員、特別支援介助員、理科支援員といった従来の施策に加え、新たに中学校にも、通級指導嘱託教員を配置するなど、人的支援を充実させます。子どもの基礎学習の充実を図るとともに、一人一人の実態にあわせ、きめ細やかな対応を引き続きしてまいります。

学校の管理運営につきましては、成績処理などの共通のシステムを活用する校務支援システムの本格実施により、校務業務の効率化に取り組み、先生方が子どもたちと向き合う時間の充実に努めます。

給食センターの運営につきましては、地元農産物の活用の推進、アレルギー対応給食メニューの検討、より高い衛生管理の実施により、安全安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、校舎外壁補修・ガラスへの飛散防止フィルム張り・体育館天井耐震化により地震対策を進めるとともに、今後予想される北部地区の急激な児童・生徒数の増加に対応するため、計画的な学校施設環境整備を行ってまいります。

国際理解教育につきましては、中学生の海外派遣により国際交流を深めます。また、新年度も外国人英語講師3人を配置し、児童・生徒の異文化・習慣の理解と英語の習熟を引き続き支援してまいります。

生涯学習につきましては、町民の自己実現、仲間づくり、まちづくりへとつながる豊かな人間性を育み、誰もが生きがいのある充実した人生を送れるように事業を推進してまいります。

既に生涯学習に取り組んでいる方の活動充実はもちろん、これから何かを始めようと思う方にも学習とのよき出会いを提供できるように、幼児から高齢者まであらゆる世代を対象とする生涯学習講座の開催を初め、社会教育上有効かつニーズの高い事業を中心に積極的に進めてまいります。

心豊かで笑いとしあふれるまちづくり運動、ライフサークル事業につきましては、夏祭り・たこ揚げ祭りを通じて町民相互の親睦を深められるよう努めてまいります。

町民の交流の場となる公民館等の社会教育施設につきましては、さくら会館のエアコン整備を初め、より安心して快適に利用できる施設となるよう各施設の整備を図ってまいります。

島原藩主深溝松平家墓所につきましては、間もなく国史跡指定となる見通しとなっており、史跡指定後は、適切に管理が行えるように文化財保存管理計画の策定を進めてまいります。

生涯学習の拠点でありますハピネス・ヒル・幸田と中央公民館を中心とした生涯学習に関する諸施策の推進を図るとともに、町民会館の大規模修繕に向けた準備に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダーとの連携を図り、スポーツを地域ぐるみで取り組み、心と体の健康の増進に努めてまいります。住民相互がスポーツによりきずなを深める町民大運動会、新春駅伝・ファミリージョギング大会等を引き続き開催し、各地域コミュニティーで行われるスポーツ活動を支援するのみでなく、スポーツ指導者の発掘・育成にも努力してまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育てるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、将来の本町を背負う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、健全な行財政による確かなまちづくり。

厳しい経済状況の中、将来にわたって町民に最適な行政サービスを提供し続けるために、健全な財政を堅持しなければなりません。そのため、必要以上に基金や地方債に頼らず、歳入の範囲内での財政支出にとどめることを基本とし、住民の目線に立ち、バランスのとれた行政運営を目指してまいります。

普通建設事業につきましては、その指針となる第5次総合計画の達成に向け、限られた財源を踏まえ、実施計画を見直し、各種事業の実施に当たっては、その必要性・緊急性などを考慮し、極力補助金などの財源を確保し、選択的・重点的に取り組んでまいります。さらに、第6次総合計画の策定に向け、夢と希望を抱かせる計画となるよう進めてまいります。

地方債の活用につきましては、将来に大きな負担とならないようプライマリーバランスを堅持し、計画的な発行により抑制いたします。また、収入に対する借金返済の割合である実質公債費比率につきましては、平成24年度決算において県内54市町村中ワースト7位に位置しており、今後も公債費の減少を図り、収支均衡のとれた健全な財政運営に努め、持続可能な財政構造の実現を目指してまいります。

芦谷住民広場の借地解消や借地料の減額を図るなど、積極的に将来負担の軽減に努め

てまいります。

人件費につきましては、多種多様化する行政需要に対処すべく、職員の資質向上を図るとともに、適切な人員配置及び事務改善による総額の抑制に努めてまいります。

新電力からの電力調達を継続し、経費の削減を図り、今後も削減の可能性がある施設につきましては、検討を行い、対象施設に組み込み改善に努めます。

情報公開につきましては、行政情報を迅速かつ正確に町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし透明性を確保してまいります。

また、町民の皆さんに質の高い行政サービスを提供し、事務運営の効率化を図るために電算システムの再構築事業を開始します。

行政改革につきましては、第10次幸田町行政改革大綱における推進事業の最終年度でございます。緊急度、重要度の高い事業について実施または方針決定ができるように努めてまいります。

広域行政につきましては、近隣市と積極的な情報交換を行い、事務事業の推進状況及び事業効果を見きわめつつ、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

合併60周年記念事業につきましては、平成26年度は本町にとりまして昭和29年に豊坂村と町村合併をして60年を迎える節目の年であります。6月には記念式典・記念音楽祭を行い、11月にNHKのど自慢が開催されます。1年を通じて幸田町の魅力を町内外に広く発信し、町民とともに盛り上げてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、厳しい財政環境のもと、限られた財源と資産を有効活用し、住民福祉を向上させるための効果的な施策を推進するため、第5次総合計画及び実施計画に基づき、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組むとともに、町民目線に立ったまちづくりを進めてまいります。その諸施策の実現に当たりましては、災害に強く、安心して暮らせるまちを目指して、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に御提案いたします全ての議案が円滑に審議され、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。平成26年度の予算の大要と施政方針といたします。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 町長の施政方針は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時11分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、第1号議案及び第16号議案から第22号議案までの8

件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1号議案 幸田町名誉町民の推薦についてでございます。

提案理由は、郷土の誇りとして名誉町民の称号を贈ることに伴い、必要があるからでございます。

本年8月1日、本町が合併60周年を迎えるに当たり、幸田町等の進展に貢献され、その実績が顕著な方である川口文夫氏、杉浦昌弘氏、大浦猶之氏、本多進氏、近藤徳光氏の5名を、幸田町名誉町民として推薦するものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、川口文夫氏は幸田町大字大草字林3番地、昭和15年9月8日生まれ、73歳でございます。川口氏は、平成13年6月から中部電力株式会社代表取締役社長、平成18年6月からは会長として、また平成24年9月には中日本高速道路株式会社取締役会長として企業経営に活躍される一方、平成19年5月からは社団法人中部経済連合会会長として経済界活動を通じて地域経済の活性化へ向け、精力的に活躍され、地元経済界のリーダーとして地元経済の発展に大いに貢献されました。また平成21年11月には幸田町ふるさと町民に選ばれ、公開講座を行うなど町民に対する活動も行われました。

続きまして、杉浦昌弘氏は名古屋市天白区八事石坂113番地の1、昭和11年9月25日生まれ、77歳でございます。杉浦氏は、住所は名古屋市天白区であります。本籍は幸田町にあり、小学校から高校まで幸田町野場で過ごされました。氏は、双子葉植物であるタバコを用いて1986年に植物葉緑体ゲノムの全塩基配列を世界で初めて決定され、昭和57年には名古屋大学理学部教授に就任され、平成22年3月名古屋大学から特別教授の名称を付与されております。町におきましても、平成20年10月、幸田町ふるさと町民に選ばれ、公開講座を行うなど町民に対する活動も行われるとともに、国ではその功績が認められ、平成23年に瑞宝重光章を受章されました。また平成21年11月には文化功労者でもあります。このように杉浦氏は、日本の植物分子生物学の進展に大いに貢献されました。

続きまして、大浦猶之氏は幸田町大字深溝字誉師10番地、昭和7年7月26日生まれ、81歳であります。大浦氏は昭和61年8月、第6代の幸田町長に就任して以来、3期12年の長きにわたり卓越した政治信念を持ち、幸田町の産業の振興、生活環境や福祉・教育施設の整備充実など、町の発展と住民福祉の向上に尽力されました。氏は、平成6年に幸田町が合併40周年記念を迎えたのを機に、平成8年に図書館、町民会館、平成10年に町民プールを開館され、以来、ハッピーネス・ヒル・幸田では、演劇・講演・発表会などが開催され、文化の創造拠点として、また知識や健康の拠点として多くの町民に親しまれています。なお、大浦氏は自治功労としても、平成14年には勲五等双光旭日章を受章されております。

続きまして、本多進氏は幸田町大字菱池字新田32番地、昭和10年9月28日生ま

れ、78歳であります。本多氏は昭和54年4月から愛知県議会議員として6期24年の長きにわたり在任し、県政及び幸田町の発展に尽力されました。平成5年5月には愛知県議会副議長に、また平成6年5月からは第74代愛知県議会議長として、中部国際空港建設や愛知万博の立候補への取り組みなど、大規模プロジェクトの推進のために大いに貢献されました。なお、本多氏は自治功労により、平成11年に藍綬褒章を受章されております。

続きまして、近藤徳光氏は、幸田町大字荻字西野8番地、昭和11年2月5日生まれ、78歳であります。近藤氏は平成10年8月、第7代の幸田町長に就任して以来、3期12年の長きにわたり、幸田町の発展と住民福祉の向上に尽力されました。氏は、明治33年相見村当時からの地域住民の100年来の悲願であった北部地域の発展の礎であるJR相見駅の設置に努め、その結果、平成21年3月には新駅が着工されました。また、平成19年から平成21年の2年間には愛知県町村会会長及び全国町村会副会長を兼任し、町だけではなく県・国レベルの行政の推進にも力を注がれました。

以上、5名の方の功績の一端を申し上げ、なお提案させていただくことにつきましては、平成25年10月24日及び平成26年1月28日の2日にわたり、幸田町表彰条例第7条に規定されております表彰審査委員会で10名の委員により審査・選考されております。

議案関係資料につきましては、1ページから10ページでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、補正予算に移らせていただきます。

初めに、第16号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,805万7,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ124億3,688万2,000円とするものであります。

次に4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、県急傾斜地崩壊防止対策事業負担金事業の年度内完了が見込めないため、その負担金といたしまして294万5,000円を、また永野橋かけかえ建設負担金事業につきましても年度内完了が見込めないため、その負担金といたしまして576万円を限度に繰越明許の追加をお願いするものであります。

それでは、主な補正内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページをお願いいたします。

10款の町税につきましては、企業の業績回復による町民税・法人税割現年分と過年分を追加するものであります。

45款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金を3歳未満児の増により追加し、50款の使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料を利用者が見込みを下回り、減額するものであります。

55 款の国庫支出金と、60 款の県支出金につきましては、児童手当負担金や社会資本整備総合交付金など、歳出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっており、それぞれの補正の総額といたしましては、国庫支出金におきましては2,074 万1,000 円の減額、県支出金におきましては508 万7,000 円の減額をするものであります。

次に、10 ページをごらんいただきたいと思います。

75 款の繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを取りやめ、全体を調整するものであります。

85 款の諸収入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金と、後期高齢者医療健康増進事業補助金を追加し、蒲郡市幸田町衛生組合返還金は、金額の確定により新規計上するものであります。

次に、12 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。

歳出につきましては12 ページから19 ページとなりますが、決算を見込んだ予算の整理となっており、主なものにつきましては順次御説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額分として総額で6,700 万円の減額といたしました。詳細につきましては、20 ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

15 款総務費につきましては、総務管理費におきまして総合計画策定委託料を減額し、総務費総額で2,400 万円の減額をするものであります。

次に、20 款民生費につきましては、社会福祉において障害者訓練等給付費の追加、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の事業費決算見込み等による繰出金の調整をするものであります。

次に、14 ページをごらんいただきたいと思います。

児童福祉費におきましては、児童手当の減額、保育園管理一般事業で、嘱託保育士報酬等、非常勤保育士等賃金を減額し、民生費総額で5,111 万7,000 円の減額をするものであります。

次に、35 款の農林水産費につきましては、農業費におきまして公共施設維持費負担金と経営体育成支援事業補助金を再計するものであります。

16 ページ、お願いいたします。

農地費におきまして、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額し、農林水産業費総額で4,420 万円の減額をするものであります。

次に、45 款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、県の急傾斜地崩壊防止対策事業負担金を追加し、都市計画におきましては幸田駅前土地区画整理事業特別会計と、下水道事業特別会計への繰出金を調整するものであります。

次に、18 ページをお願いいたします。

続きまして、土木費の住宅費におきましては、耐震改修費等補助金を減額し、土木費総額で5,357 万8,000 円の減額をするものであります。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、支給対象児の精査により私立幼稚園就園奨励費補助金を減額し、教育費総額で1,100万円の減額をするものであります。

次に、70款の諸支出金につきましては、財政調整基金費におきまして財政調整基金積立金1億783万8,000円を追加し、今後の健全な財政運営のために蓄えました。

以上が、第16号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、特別会計に移らさせていただきます。

第17号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算書21ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,069万9,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億7,569万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書の28ページから31ページをごらんいただきたいと思います。

療養給付費等交付金につきましては、平成24年度交付分の精算により追加し、前期高齢者交付金につきましては額の確定により追加し、国庫支出金と県支出金の高額医療費共同事業負担金、共同事業交付金及び繰入金につきましては、歳出における事業費の確定等による調整を行うものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書32ページをごらんいただきたいと思います。

総務費につきましては、制度改正に伴い、通信運搬費と国民健康保険システム改修委託料を追加し、保険給付費につきましては、療養等の給付状況等から決算に向けて調整するものであります。

34ページをお願いいたします。

21款から25款の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、共同事業拠出金につきましては、今年度の支払い金額の確定により調整するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

基金積立金につきましては、財政調整基金積立金の減額により全体の調整をし、諸支出金につきましては、平成24年度交付分の療養給付費負担金等の精算により、還付金を追加するものでございます。

続きまして、第18号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ808万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,621万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書46ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みに応じ、追加し、繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の48ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の追加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額分を追加するものであります。続きまして、第19号議案であります。

平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、補正予算書51ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,131万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,257万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書58ページをごらんいただきたいと思います。

第1号被保険者の伸び率等による特別徴収保険料を追加し、保険等の交付決定により介護給付費負担金、介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書60ページをごらんいただきたいと思います。

総務費におきましては、消費税変更に伴う新システムの改修委託料を追加し、保険給付費におきましては、事業費精査により、居宅介護サービス等給付費を初めとした各給付費を調整するものであります。

62ページをごらんいただきたいと思います。

積立基金におきましては、介護給付費準備基金への積立金の減額で調整するものでございます。

続きまして、第20号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の65ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ499万1,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,216万3,000円とするものであります。

次に、68ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表のとおり、幸田駅前物件移転補償事業におきまして、物件移転の年度内完了が困難なため、1,826万6,000円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

第3条、地方債の補正につきましては、第3表のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債の限度額を2,100万円に減額するものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書の72ページをごらんいただきたいと思います。

補助対象事業費の減額により、国庫支出金、県支出金及び町債を減額することとし、また一般会計からの繰入金が増で全体を調節するものであります。

歳出につきましては、まず10款土地区画整理費におきまして、人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額分として100万円の減額といたしました。詳細につきましては、76ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、74ページをごらんいただきたいと思いますが、土地区画整理費におきましては、事業費精査により、水道施設調整負担金を減額し、物件移転等補償費を追加するものであります。

続きまして、第21号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、77ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,150万4,000円とするものであります。

歳入につきまして、補正予算説明書84ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計からの繰入金を減額し、財源調整をいたしました。

歳出につきましては、まず10款集落排水事業におきまして、人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額分として200万円の減額をいたしました。詳細につきましては、88ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、86ページをまたごらんいただきたいと思います。集落排水事業におきまして、事業精算により工事請負費と物件移転等補償金を減額するものでございます。

続きまして、第22号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、89ページでございます。よろしくお願いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,037万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ7億2,128万2,000円とするものであります。

続きまして、92ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表のとおり、国の補正予算を受け、今回の補正予算について前倒しをお願いする公共下水道中部・南部処理分区整備事業におきまして、その工事請負費3,500万円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

第3条、地方債の補正につきましては、第3表のとおり、国の補正予算を受け、今回の補正予算にて前倒しをお願いする公共下水道事業、南部処理分区整備事業に対する公共下水道事業の起債1,490万円を追加し、また、流域下水道事業の起債の限度額を720万円に減額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書96ページをごらんいただきたいと思います。

接続者の増加により、下水道事業受益者負担金と下水道使用料を追加し、平成22年度から平成24年度の精算による流域下水道の維持管理費余剰金返還金を新規計上いたします。また、国の補正予算に伴い、事業採択された社会資本整備総合交付金の追加と、公共下水道債を新規計上し、流域下水道事業費の事業精算により流域下水道債の借り入れを減額し、一般会計からの繰入金を減額することを財政調整をいたしました。

歳出につきましては、まず10款の下水道事業費におきましては、人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては人事異動に伴う減額として200万円の減額といたしました。詳細につきましては100ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次は、補正予算説明書98ページをごらんいただきたいと思います。

下水道管理費におきましては、消費税の確定により、公課費を追加し、接続者増加により処理排水増加に伴う排水処理費負担金を追加するものであります。また、下水道建

設事業費におきまして、国の補正による公共下水道事業の新規採択により、公共事業工事請負費を追加し、そのほか事業精査により蒲郡市処理場建設負担金と物件移転等補償金を減額し、矢作川流域下水道事業におきまして事業精査により建設事業費負担金を減額するものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第1号議案 幸田町名誉町民の推薦についての質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 名誉町民の推薦ということで、先ほどの町長の説明の中でも、表彰条例に基づく表彰審査委員会、10名で構成される委員会ではありますが、この審査委員会を昨年10月24日、そしてことしの1月28日、2回開きましたよとこういう説明でありました。2回目については後ほどお聞きしますが、第1回目の10月24日の審査委員会の内容についてはどういう内容なのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 10月24日の第1回の表彰審査委員会の内容でございますけれども、これにつきましては、名誉町民2人の選考について御審議をいただいております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり第1回目の審査委員会の会合では、町のほうから、これは10月24日ですが、これは誰が提案するかというたら町長が提案するんですよね。町長が審査委員会に2名の方を名誉町民として推薦をしたいとこういう内容で審査委員会が審査に入られた。こういう内容ですよ。そうしたときに、では1月28日、これが第2回目ですが、第2回目の審査委員会はどういう内容であったのか、そして委員のほうからどんな意見が出されたのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 第2回の26年1月28日火曜日ですけれども、これにつきましては、名誉町民3人の方の御審議をいただきました。内容につきましては、それぞれ今回の基準、ここはどうなのかということはありませんけれども、あくまでそれは基準というか、仕切りというか、決めるのは、基準はあくまでも功績だよということが話題になりまして、今回1月28日では、功績に基づき3名の方の御承認をいただいたという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、町長が一番初めは2人だと、2人を名誉町民にということで、この2人の方については川口さんと杉浦さん、いいだろうと、私自身の感じね。あとの1月28日に3人の方、つまり大浦さん、本多さん、近藤さん、いずれも公務員ですよ。元公務員、あるいは非常勤の特別地方公務員。言ってみれば公務員という身内で、3人の方を追加されてきたと。3人の方の関係も、先ほど町長が功績大であると言っておるけども、いずれも政治家ですよ。町長にしても県会議員にしても。政治家が選挙を通して有権者に公約政策を訴えて、そして当選をされて、その実現のために努力するのは当たり前のこと。これを功績だということに身内意識があるのではないですか、名誉町民という価値を低めるのではないですか、こういうことであります。

表彰条例の第6条2項は、町長が推薦をし、議会の議決を得るとこういう規定ですよ。この規定そのものでいけば、審査会はどこに出てくるんですか。審査会の審査に付すということは規定はないわけ。規定はない、その中で、次の条の中で、被表彰者、表彰をされる者はという形で規定はあります。しかし名誉町民は表彰の対象という規定にはない。この条例の内容はね。そういう点はどういうふうに解釈をされておられるのか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員言われますように、第7条では第2条に規定する被表彰者の選考については、表彰審査委員会をもってあてるということに規定されております。ただ、過去に名誉町民にかかわるこのような選考については、規定がされておられませんので、第10条、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が定めるという内容で、今回この第7条による幸田町表彰審査委員会の同じ方で審査をしていただいたという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうことをお聞きしているのではない。第6条の2項は、町長が推薦をして、議会の議決を経るんですよ、つまり町長の推薦によって議会がその内容についての可否を議決をする。つまりダイレクトなんです。中間はないんだ、この規定は。審査委員会を経てという規定はない中で、なぜ審査委員会に名誉町民の2人、そして後、後出しじゃんけんだ、こんなもん、言ってみれば。後出しじゃんけんで、3人の身内の元地方公務員を追加して5人の名誉町民の関係を審査委員会で審査された。しかし規定の内容からいけば、審査委員会で審査しなくてもいい。町長が推薦をし、議会に提案をし、議会はその内容について可否を判断すればよいという規定なんだ。なぜあなたは先ほど過去の例と言われた。ではお聞きするけども、幸田町には現在名誉町民、ふるさと町民とかいろいろ表彰された人はたくさんある。しかし、名誉町民といわれる人はお見えですか。お見えだとしたら、どういう内容で、功績で、いつやられたのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 過去、名誉町民につきましては、昭和51年に7月20日ですが、幸田町出身の木村庄之助さん、本名浅井正さんですが、が表彰を第1号で受けられております。これにつきましては、広報こうた51年8月1日号に掲載されておりますし、また、7月21日の朝日新聞、中日新聞の中にも第1号という形でこの木村

庄之助さんを名誉町民第1号という形で報じておりますので、第1号につきましては、木村庄之助さんということであります。

前段の部分の内容でございますけれども、これにつきましては、本町の第5条でありますけれども、本町内の団体、職域の長及び区長は、この条例により表彰を必要と認めるものがあるときは別の定めるところにより、町長に具申するものというのがある、それに基づいて町長のほうがこの委員会のほうにかけるわけですが、第7条の関係で、第2条の規定にかかる被表彰者の選考については、幸田町表彰審査委員会を設け、これを審査するものというふうに規定をされており、8条ではその構成メンバーということで記載をされております。今回につきましては、それに準じまして審査会のほうにかけさせていただいて、そこで審査をした上で議会のほうに推薦をさせていただいたというような経過で考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうことを、まあそういう経過であろうということはある。私はそういうことを聞いておるのではない。なぜ、条例上の規定が明確でないのに、審査会の審査に付したのかということを知りたい。あなた先ほど言われた5条、5条は具申をする。各種団体があのいいではないか、この人いいではないかと言って具申をする規定なんです。そういうことでやられたのか。名誉町民は町長からどうのこうのなんてこと書いてない。町長が推薦をして議会に提案をして議決を得るという手続だけの問題で、何でそんなところへ5条が出てくる。あっちの条例、こっちの条例を引っ張りまわしてもっともらしくやっておるだけであって、私の質問にまともに答えてないじゃん。そうでしょ。ですから、5条の具申だとか、あるいは名誉町民をどうするか、こうするかということではなくて、第2条の規定によるところの被表彰者の選考については第7条で規定がありますよというだけの話で、第6条の第2項は町長が推薦をして議会が議決を経ればそれで手続的にはいいですよと、中間の審査委員会の審査は付さなくていいですよという規定なんですよね。それでなぜやったのかということを知りたい。結局、格好つけてもっともらしくやったということだけでしょう。違う。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） なぜ、審査委員会のほうにかけたかということでございますけれども、第6条の中に名誉町民については第2条に掲げる者のうち特にその功績が卓越し郷土の誇りとして町民の尊敬を受ける者については、幸田町名誉町民の称号を贈り、顕彰することができるというような規定になっております。当然、名誉町民については、第2条に掲げる者ということで、このような方に該当する者について名誉町民として称号を贈り顕彰することになりますので、そういうことからして名誉町民についても同じように表彰審査委員会にかけて決定をさせていただくというように考えた次第でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたね、条例にないことを勝手にたったたっただけで困る。条例の2条は、表彰であるよ、表彰の基準は第1項から第12項、それから2項という形で定めてある。ここに名誉町民が云々なんてこと書いてあるか。何か書いてあるの、あ

なた、名誉町民がどうのこうのなんてこと言われて答弁して。先ほど申し上げたように、名誉町民にかかわる問題については、第6条、ここで名誉町民とはという形でどういう手続をするのかという点が2項で上がっている。これは何回も言いたかないわ。そういうことでありながら、なぜお諮りになったのかということが第一点。これは繰り返しになると思いますが、再度答弁をいただきたいということと同時に、もう一つは、審査委員会は10人の委員で構成する。その10人の委員で構成し、町長が委員長である。こういう規定ですよ。では町長はどういう立場なんですか。審査委員会に2人プラス後出しの3人、5人を審査してくれという提案者ですよ。提案者がみずから審査する委員会の委員長でいいのかどうなのか。疑問を持たなかったのか。

さらにまた、8条の2項で町長を委員長とすると、そして、残りの9名については、町の職員が1人、議会の議員が5人、学識が3人ということですよ。言ってみれば町長を先頭にして町の職員、これは事務局方でいいんです。議員、それはここで審議をするときに、その審議の内容を町長が設けた審査委員会の委員になってものを言えば、きょう発言なんかできやへんが。これをガス抜きという。事前に仲間内にしておいて、言いたいことがあったらここで言うてくれやと、本会議はみんなさんしゃんしゃんしゃん。こういうのをガス抜きという。こういう委員会の構成について、あなたはこういうふうと思う。疑問に思わない。

幸田町の議会は、十二、三年前だと私は記憶しておるけども、これについては一定整理してきました。そういう経過の中も含めて、こういう構成でいいのか。町長が委員長であって、事務方の職員が1人入って、議会で本来議決の対象となる議案について審議をする議会の議員が5人も入ってる。これで公正な審査ができるのか。まさに田舎芝居。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず一点目の審査会のほうかけたのはなぜかということでありまして、これは先ほど言いました第6条の1項でありますけれども、2条に掲げる者、繰り返しになりますけれども、それについて名誉町民ということを選定しておりますので、この表彰条例に基づく審査会のほうを同じような形で開かさせていただいたということでもよろしくお願いをしたいと思います。

それとあと、第8条第2項による構成メンバーの関係でございまして、これにつきましては、この条例につきましては昭和39年6月5日ということで、非常に古い条例でございまして。当時このような形で条例制定をされておりますので、このような形で進めさせていただいたと、この条例に記載されたとおりの構成メンバーで進めさせていただいたということでも御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは見ればわかるんですよ。あなた言われるように昭和39年6月5日条例第18号として制定されたのが、幸田町表彰条例。といえましょうこととして50年目だ。50年目、過去どうだったかといったら、名誉町民にかかわっては1回だけその対象となってきた。あるいはふるさと町民だとか、節目節目、言ってみれば合併の記念のたびごとに表彰されてきてるわけ、何人かがね。ということは、このたびに、この条例を使ってるわけ。この条例を使ってきたことに対して、あなたは疑問に思

わないのかということをお尋ねした。それ答えてへんじゃん。それはこうなっておりますので、ちゃんとやっておりますわということだけなんだな。ですからそういった点で先ほど申し上げたとおり、委員10人のうち、町長が委員長になり、事務方である職員が入って、議会の議決の対象になる議員が5人も入っておる。これについては、あなたは疑問に思わなかったのか。まあ、前からやっておるで、いいじゃねえかと。こういうことでしょ、あなたの答弁。それは一つは、議会の議員にすれば事前審議の対象になっておるんです。議員が何も考えずに選ばれたからにこにこに行って、2日間の手当として3,000円もらってポケットの中に入れて、後は知らんと。費用弁償に使うこれがいいとか悪いとかいってるとはではない。けども結局事前審議になって、ガス抜きをされて、議会が議場でもものが言えなくなるのが、審査委員会の委員に選ばれた5人の議員。いう点からいけば、これは見直しをすべきだと。見直しをされるかどうかという点で答弁ね。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 表彰条例の件につきましては、10年前でございますか、メンバーに伊藤議員もたしか入っておられたと思います。一つは、今までは職員の30年以上の在勤した人の実は表彰条例で、この名誉町民ではなくて、表彰条例では表彰していた。それで改正されたのは、たしか伊藤議員も入っておられて、その時点から職員はもう表彰されないようになってるんです。当時の近藤町長が職員に対してかわいそうだと、感謝状というものを全員にそのときの退職した人たちに出したわけでありまして。そういうような経過もあるんですけど、今回の名誉町民のこの条例につきましては、企画部長も再三申し上げたんですけども、非常に古い条例の中の一つの、表彰条例の中に名誉町民の条例といいますか、項目が入っておりまして、今後においては、この条項を新たに別条立てで考えるべきかなということも考えます。それも含めまして、今後はさらに検討を加えていきたいと思っておりますけども、今回におきましては、人それぞれ今までやられてこられて、大変な苦勞をなさって大きな仕事をされた方について、あえてこの時点において、名誉町民として皆さんに御報告することがいいことではないかな、そういう気持ちで全体の皆さん方を、こうして今回5名の方をお願いしたわけでございます。10名の方からいろいろ御意見をいただきながら、その中で決まったものでございまして、議会で最終的な御審議をいただきまして決定いただければ幸いですというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か、あんたもじゃないかという。表彰条例に基づいて永年勤続として私は表彰されました。それは公知の事実。しかし、この条例について審議をしてみるとか、同じテーブルについてどうせい、こうせいという議論をしたことは、とてもございません。そこだけは間違いないように。

要は、十数年前、十二、三年前だと思います。幸田町の条例の中に、議会の議員が行政組織の委員会の委員になって、例えば国保運営協議会、都市計画審議会の委員という形で全部かかわってきた。法律に基づいて議会の議員が、組織される一員でなければならんという規定があるもの以外は全部、議会の議員は外してきた。それは一つはなれ合

いだと。それともう一つは口封じになるよということで議会のほうで、どちらが先導した、こちらが先導したとかいうことを言ってるのではない。議会のほうで整理をされて、あなた方も議案提案とされてやってきた。そういう経過がある中で、今回のこのような形の中でいくなれば、見直しの対象から外されたことによるこの条例の持つ問題点、先ほど申し上げた。町長が委員長になり、事務局方の職員も入る。議会の議決の対象になる議員も5人も入る。これは見直すべきだという提起をいたしました。町長は別条なりで検討するということが言われた。それはぜひそういうことでお願いしたい。

もう一つは、要はこういう、こういうというのは3名の方ですよ。大浦さん、近藤さん、それから本多さん、この方々については、私は永年勤続の自治功労者と、もう現職から外されてるわけ。ですから、そうあたらおろそかにするつもりはございません。しかし名誉町民という称号がいいかどうか、そういう点からいけば、永年勤続の自治功労という形で対処すべきだと。今、あなた、いや現職。現職の職員はそらあかんです。しかし退職をされた公務員であれば、そういうことはできるはずなんです。ですから私はそういうことからいけば、表彰条例に基づく表彰をされる、永年勤続、自治功労章という形で対処すべきだということを思う。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 通常の幸田町の表彰条例に基づきましては、今の御三方は受賞されているわけでありまして。これは一度いただくと、伊藤議員もいただいているかと思いますが、一度いただくと、二度三度というのはないわけでありまして。

この大浦氏につきましても、大浦さんは県の表彰条例をいただいております。これは条例表彰ですので、県の条例表彰、それから、本多進氏につきましても、たしか県の表彰条例いただいているかというふうに思っておりますけれども、それとはまた画して一角ちょっと違うわけでごさいます。今までやってこられた3町長のハピネス・ヒル3館の大きな事業、近藤さんにつきましても、見え切って100年来の大きな事業をなされた。それから本多氏につきましても、万博やそれら中部国際空港の関係でもやってこられた。そういう大きな事業の中での功績をたたえて、この際、皆さんで同意いただきまして、名誉町民として推薦をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私は永年勤続で自治功労で十分だと、一度やられたからもうあかんよ、それは仰せのとおりです。二度、三度格式が違うのというのは後でつけた話。要はこの関係でいけば、お手盛りだよと。そして身びいきではないですかと。さらには我田引水という形で町民の批判が生まれてきますよ。名誉町民とはそれほどのものかということをお願いして終わります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は名誉町民というのは、皆さんがどの方向から見ても、その方は立派に町政をなし遂げられた方、いろんな業績をなし遂げられた方というふうに見ていただける方であろうというふうに思っております。以上でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

1号議案について、質疑ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） まず、16号の一般会計の補正予算でありますけれども、特に歳入、町税に関してお聞きしたいと思えます。

法人税が4億5,000万のこの3月定例会に提出されたということでもありますけれども、過去に3月にこれほど多くの税収が提案されたことがあるかどうか。この点を一点お聞きしますけれども、特にこの町税、アベノミクスと世間で言われております4月以降、ちょうど1年前ごろから本当に社会全体が景気の上向きという認識を持たれてきた、その中で法人税が上がってきた。会社がよくなってきた、住民の所得も多少なりともふえてきたのかな、残業がふえて。こういうこともあります。その中で9月の補正で4億近く上げた。そしてこの3月に4億5,000万。こういうことでもありますけれども、私思うに、この4億5,000万は、いつごろ、法人税が上がるな、入ってくるな、そういう感覚を持たれたのは、まず、いつであったか、想定ができれば教えていただきたいというふうに思っています。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の3月補正の町税法人税割額の案件でございますけれども、9月の補正におきましても、今議員おっしゃっていただきましたように、自動車関連企業の確定申告等を受けまして、2億円の補正増をさせていただきました。その後、25年11月末に同様に自動車関連企業の大きな予定納税が申告されました。このことが、通年では、これまでも相当さかのぼる年度に行われた以来のことでございます。今回そうした内容を受けまして、大きな金額となってまいったわけでございますが、背景といたしましては、先ほど来お話がありましたように、日本全体の景気が上向きかげんに成長をしてきたこと、それから為替の影響も十分反映をした形でのこうした増額、それを受けての今回補正をさせていただいたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） 今の話ですと、11月ごろにはある程度のことが読めてきたと、こういうお話がありました。

そうしますと、やはりその前の9月のとき2億と、予算に関しては総計予算主義というのは皆さん当然わかってみえるお話でありますけれども、そういう中で、この税金はどこに使っていくんだと。町民の福祉、町民の生活に寄与していくのが順当でないのか

なというふうに思っておるのは誰でもそうだと私は思っています。

そういう中で、確かに財調に積んでいくのは悪くはないわけであります。当初予算に財調12億を繰り入れするよ、こういう25年度の予算であったわけであります。結果的には財調からはもう繰り入れはなしでいいよ。そしてなおかつ、この補正で1億円の財調に積み上げるんだという補正予算であります。

これがあと3カ月後、2カ月後には、今度はそのお金を使って町民に還元するから、とりあえず貯金にしておこうとこういう配慮もわからないことはないわけであります。それと、将来のために財調を15億、16億ぐらい残していこうと、こういう考えもわからないことはないわけであります。

しかしながら、やはり町民の方は多少金があったら出してちょうというのが私は本音じゃないのかなという気がしてならんわけであります。そういうことで、また来年度の予算が審議されるわけでありますけれども、特に今回大きな補正を組まれた、歳入の中ですよ、ことに関しては、やはり町民の方はこれだけ金があったらもう一つ何かに使ってほしかったなあとこういうことが出てくるんじゃないのかなというふうに思っています。その点で財調に積まれた、今、財調の残りがこの3月決算では何ぼになるか、ちょっと教えていただきたい。9月のときは教育基金が2億も積まれておるわけでありますので、そういう点でトータルの3月末ぐらいの、まだ決算が終わらないんでわからないですけど、そういうことも踏まえて大体予定的に財調が、基金がどれだけたまるかということもわかれば教えてほしいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 住民の皆さんの生活を考えれば、補正をした金額について、有効な福祉の向上に努めるべきだという御意見につきましては、私どももすごく感じております。9月の折には2億、この3月補正で4億5,000万積みさせていただいておりますけれども、先ほど言いましたように、把握をいたしましたのが11月末。申告でいけましたのが11月2日ということでございますので、実質的に12月議会の中では織り込むことができなかつたということ等も含めまして、今回、財政調整基金のほうに積んだ形をさせていただきました。財政調整基金につきましては、いろいろな情勢変化に対応する基金でもございます。次年度以降、いろいろな事柄が起きるやもしれない部分もあるわけでございます。そうした形での財政調整基金に組み入れをさせていただいたところでございます。

今、この25年度末の財政調整基金の残額はということでございます。この予算ベースということで御理解をいただきたいと思いますが、26億2,582万8,000円でございます。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 16号議案の中の45款10項保育料保護者負担金1,800万円の増という補正が入っております。かなり大きな増だなど、園児数がふえたなというふうに私は思うわけですが、これは25年度なんですけど、過去22年から24年まで、こ

の間について、こういった補正が組まれたかどうかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 申しわけございません。今、手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私は、このいただいた資料を見ておると、補正に関して、この3月の議会での補正に関してはデータが載っていないので、組んでないのではないかというふうに思うわけですが、それでは、過去その22年度と24年度までの保育料保護者負担金の当初予算は幾らだったですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 当初予算はということでございますけども、済みません、ちょっと22年度は手元ございませんが、23年度については1億7,850万、それから、ごめんなさい、今のは24年度の当初予算です。23はちょっと済みません、手元ございません。今年度の当初予算は同額1億7,850万、同額で計上してございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 25年度当初予算は、もう一回お願いします。同額でしたかね。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 同額で計上してございます。積算が、平均単価で積算してございますけども、1万7,500円の850人という積算で計上してございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、いわゆるここで25年度末に1,800万円という大きな保護者負担金を補正に組んだと。これ、大きなお金ですよ。なぜこの時期に、今までにないようなこんな補正が組まれたかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 一言で申しますと、積算が甘かったかなということではございます。

この25年度当初予算を編成する時期というのは24年度の11月でございます。ちょうど入所申し込みを開始する時期であるということ。それから各階層の保険料の算定というのは前年度所得で決まっております。そういった部分で不確定要素が非常に多くありまして、その積算をするに当たって判断のよりどころとして、前年度決算、23年度決算を参考に予算を組まさせていただいております。その23年度決算というのが、約1億8,000万という決算を切っております。それに対して、25年度予算を1億7,850万という少し抑え目の予算で積算をさせていただいているところであります。

しかしながら、その積算をするに当たって、相見地区等のインフラ整備、そういった社会増というのが全く加味されておらずの積算ということで、その部分については反省をしているところでございます。以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） それまで、平成22年から24年まで、いわゆるそういう補正とい

う形で保護者負担金が載っていることはない。それが25年度になったら、ここで初めて1,800万円という大きな補正が入った。この1,800万円が起きた原因は何かということをお聞きしたわけですので、お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 原因としては、幸田町は現在、児童というのは増加傾向にございます。そういった状況というのを加味されておらんかったことが原因であると思います。以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 本年度に急に1,800万円という予算ですね、園児数の増加を見込んだと。それまでは見込みしていないと。でも実際、その園児数は確実に増加してたわけですので、その辺のところなぜ計算に組み込んでなかったのかなというのが、今回の疑問でありました。またその辺について、またよろしくお願いします。

その次が、50款10項です。公共駐車場の利用料についてお伺いします。

平成21年から結構ですが、21年から24年までについて公共駐車場の利用料の歳入の部分は幾らであったか、これについてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 21年からでよろしいでしょうか。21年からですと、21年につきましては3,290万ほどでございます。22年につきましては3,200万ほどでございます。23年につきましては3,330万ほどでございます。24年につきましては3,270万ほどでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 平成24年には相見駅が開業しておりますよね。23年と24年の使用料ですが、23年のほうが多くて、24年のほうが少ないと。これについての要因についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） これにつきましては、相見が23年の終わりですから、24年ですともう開業しておるわけでございますけども、それにもかかわらず金額が伸びなかったということもございますけども、その当時から自転車駐車場ですか、以前からでございますけども、いっぱいであるということと、また快速の関係ですけども、岡崎・名古屋間の料金とかそのような関係でなかなか駐車場の御利用がなかったのが原因でしかないと思われま。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 23年度が3,330万ぐらいだと。24年度相見駅が開業したにもかかわらず3,200万円台に落ち込んだ。こういう状態が現実の話でありまして、予算ベースで考えてみますと、平成23年度は3,547万円の予算を出しておりますね。24年が、これが思い切って5,128万円というふうにふやしております。当然、その1,600万円増収があるということを期待したわけですが、そこで平成24年度は1,800万円の減額補正をしました。それで、ことしも950万円の減額です。これ、合わせてみますと2,750万円の減額をしておる。この2年間ですね。というこ

とでありまして、この2年間連続のマイナス補正の要因というのは一体どう捉えているのかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 24年の当初予算5,000万越しておったと思うんですけども、それにつきましては相見の駐車場ができ上がったと、500台ですか、定期250、時間250で、これ全部入ってくれるだろうと、相見駅の駐車場がいっぱいになるということで予算要求がなされ、結果として先ほど申した金額になって減額したということでございます。ことしにつきましても、定期は順調よくある程度は伸びてきておりますけども、当初の見込みほど伸びてなかったということと、時間利用につきましても幸田の駅西ですか、そちらの時間利用につきましては、ほぼ満車状態でございますけども、相見につきましては二、三十台ということで到底見込みまで追いつかなかったということが原因になっております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 2年連続で2,750万円という減額補正をしながら、相見、幸田のほうの駐車場を運営しているわけですが、余りにも予算の組み方がオーバー過ぎないかと。もうちょっと現実を見て、きちっと組んでいくべきではないかなというふうに私は思っております。

そこで、例えば平成24年度と比べて平成25年度、まだ本年中ですが、駐車場の利用状況は一体どうなんだということについて、今わかる範囲で、幸田駅と相見駅に分けて、24年はこうだと、25年はこうだということについて教えていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 利用状況でございますけども、相見につきましては、定期利用につきましては申請者は着実にふえております。件数だけでございますので、1カ月、3カ月、6カ月ございますけども、相見につきましては、24年が181件ございましたところが、25年で218件ございました。ですので、件数的にはふえております。台数につきましても、今2月現在で71台が定期利用ということで、2月末現在ですけども、されております。

次に、駅西でございますけども、こちらにつきましては、駅西第1につきましては、110台の定期利用がございますけども、こちらにつきましては満車状態でございます。また、時間利用につきましては、以前からほぼ満車状態ということで、行かれても多分二、三台があいてる状態であろうかと思っております。ですから、前の方が出られたらあいてるぐらいのところで推移はしております。

ただ、駅西第2につきましては、24年で工事しまして、25年で駐車台数がふえてきているわけでございます。当初から116台ほどですか、ふえたわけでございますけども、それに追いつくような定期利用がないということでございます。23年からでございますけども、定期利用の申請件数につきましても、23年が523件、24年につきましては404件、25年につきましては347件ということでございます。25年につきましては2月末の関係でございますけども、そのような推移でございます。こち

らの駐車台数につきましては278台ございまして、現在、駐車されているのが121台ということで、半分に満たない状況であるという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 278台中の121台であると。相見駅については、現状今何%ぐらい駐車場が使われているかということをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては、定期利用250台、500台のうち250台が定期利用となっております。2月末現在71台ということでございますので、3割を切るような状態でございます。

また、日々の時間利用でございますけれども、大体20から30台ぐらいということで、こちら250台でございますので、1割程度の利用ということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今、そういうような話を聞きまして、やはりどこか駐車場利用に対する働きかけというんですか、町としてもっとたくさん利用してもらえるような働きかけ、サービスの向上とか、そういったものを考えていかないといかんような気がしますが、それについて考えがありましたらお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 車で駅まで来るといことになりますので、なかなか難しいところがございます。幸田駅にしましても相見駅にしましても、先ほど申しましたように駐輪場はいっぱいございます。車から自転車通勤にかえて駅に行かれる方がふえてきているのかなということもございまして、また送り迎えの車が幸田駅前にしましても相見につきましても、時間になりますと、かなり来てるということ。車で相見の駅まで送りますけれども、ただ駐車場を使っただけでないということになります。また、岡崎・名古屋間につきましては、JRの場合600円でございます。相見・名古屋間につきましては740円、幸田・名古屋間につきましては820円という、どうしても岡崎・名古屋間が名鉄との競合区間ということで、かなり安くなっております。ですから、それと快速も全て岡崎とまりますし、乗り継ぎの関係で普通でございますと、まず時間の長いものもございまして、その辺も相まってどうしても駐車場を利用できないということがございます。これらを考えますと、今後料金を検討するとか、今ですと駅利用者のみでございますけれども、相見等にしましては周りにマンション等でできてきますので、そちらの2台目の駐車の利用ということ等も今後検討して、大いに使っていただくようなことも考えなければいけないのかなということは思っておりますけれども、これは今後の早急な検討課題となるべきものだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 相見をつくる前から、多額な投資をしながら公共駐車場を整備してきたわけですが、そういった多額の予算を使いながら整備したけれども、一部見込み違いだという部分が今出ているような気がします。

ただ、つくった目的が、あくまでも目的ですので、いろんな多方面の使い方というものを考えていくのではなくて、やはり使ってもらえる方向を、まず第一の目的に沿った

使ってもらえる方法を考えてもらえるとありがたいかなと思ひまして、質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 先ほどの保護者負担金の決算の関係でございます。

22年度の負担金につきましては、1億8,654万円でございます。23年度が1億8,094万7,000円、それから24年度の決算が1億8,996万6,000円という額でございます。

過去の3月補正の状況でいきますと、平成22年では指定契約時の使用料の補正をお願いしてございます。それから23年度では補正をしていないということで、負担金につきましては今申し上げた1億8,094万7,000円と予算が1億7,850万ということですので、余り差額はないということで23年は補正をしてございません。それから24年度については、休日保育の負担金の関係で補正をかけさせていただいております。この24年度の3月補正の時点で、本来であればこの保護者負担金24年度の決算が1億8,996万6,000円でございますので、当初予算が1億7,850万ということで、1,000万ほどの差額が生じていたわけでございます。補正におきましては、その補正部分については歳入欠陥では引けません、歳入超過ということで補正のほうは見送らせていただきました。

それから、当初予算の推移ですが、平成22年度が1億7,856万、それから23年度が1億7,850万、24年度が同額の1億7,850万ということでございます。以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駐車場につきましては、低炭素社会の構築ということで、パーク・アンド・ライドということでつくらせていただいておりますので、こちらを主眼に今後利用向上に向け、検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

第16号議案の質疑について、ほかにございませぬか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 土木費でお聞きしたいと思います。

住宅費の中の耐震改修等補助金でございますけれども、幸田町は平成25年度から耐震改修に力を入れるということでやっているわけでありませぬけれども、1,000万円を超える補助金が減額ということは、平成25年度は何件ほど実施されたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 25年度の、まず予算としましては、木造耐震の改修補助として、12件ほど予定してございました。それと段階的改修も4件。また耐震シェルターも4件ほど予定しておりまして、全体で1,850万ほど予定していたわけですが、改修につきましては、12件予算について実質6件ということで6件のみの補助ということでございます。また段階的改修と耐震シェルターについては、申請件数ございました。というふうな状況でございまして、実質720万、6件分の720万で減額1,080万というふうな形になってございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり耐震改修になりますと、多額の費用がかかるということから、なかなか踏み切れない。あるいは、もう少し先に延ばして計画的にやろうとか、いろんな方がいらっしゃるかというふうに思うわけですが、そういう中で部分改修また段階的改修、こういう形の取り組みもなされてきたわけですが、そういうのが、やはり十分行き渡っていないのではないかというふうに思うわけですが、そうしたPRに努めながら大災害に備え、減災計画を推進していく、そのような取り組み、この件について、担当としてはどう次の予算に反映させていくかというのが今後の課題になろうかというふうに思うわけですが。その点で、平成25年度進まなかったこの要因というのは何なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、質問ございましたように、補助制度の拡充をしたにもかかわらず、なかなか実施・申請がないということで、今年度はフォローアップとして、いろいろアンケートもとっておるんですけども、その中では耐震診断をやられた方、実際には575件ございますけど、そのうちの331件が回答をいただいたんですけども、その中で一番の理由としましては、資金がないというのが85件、また改修しても被害は避けられないと思うという形で77件、また家を継ぐ後継者がいないからもったいないというふうな状況のものが55件、また相談する業者がわからない、もしくは不安であるというような形でのものが13件というような状況でございます。

こういったアンケート結果を踏まえて、今現在、耐震シェルター、そういったものの制限をかけております。障害者とか高齢者世帯とか、そういった面でございます。また判定値が0.4以下とか、いろんな面で前提条件を厳しくしておりますけども、これをもう少し再検討する必要があるのではないかとということと、あと、啓発につきましては、こうした広報のほうで6月、8月、10月、12月、3月という形で広報に掲載しながら、またチラシも12月に配布しながら、ダイレクトメールも先ほどの575件に対してダイレクトメールを送ったりとか、建築相談も行ったりと、いろんな面で取り組みはやっておるんですけども、なかなか先ほどの理由にあったようなもので踏み切っていないというふうな状況であります。

来年度以降の考え方としましては、国の今、昨年11月25日に施行されました新しい耐震改修促進計画がございますので、そういったものを見据えながら、重点的な耐震改修をしていかななくてはいけないというようなところへんが、例えば避難路、一次避難路、二次避難路、そういったものを重点的に相談に乗っていくような形も考えないと

いけないのではないかと、いろいろな模索をしている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 耐震化促進計画というものが出されているわけでありましてけれども、そうしてこの耐震診断に基づくアンケート結果からもいろんな住民の置かれている状況が把握できるかというふうに思うわけでありまして。そうした点からすれば、これに基づいて、改めてこの計画の見直しを進めながら、なおかつまた希望者については制限を余りかけないで使いやすい耐震改修の補助金制度にしていくべきではなからうかというふうに思うわけでありまして。先ほど言われましたように、ぜひ26年度につきましては、利用しやすい耐震改修の補助金ということで見直しをする、その考えについて、お尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今現在、今年度25年度で制度拡充してございますので、そういったものの検証をしながら、あとは今の促進計画の中で重点的に取り組むべきところが出てきておりますので、そういったものを、まずは26年度についてはそういったやるべきところの部分をもう少し強く、耐震改修のほうへ向けられないかというようなことを考えていきたいと思っております。そういった面では、25年度制度拡充した部分をさらに拡充という形はすぐには難しいとは思いますが、その辺は並行して検討していきたいとは考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 午前中も含めてですけど、一つは的確な財源把握をどうしてきたのか。その財源をどう住民の福祉や要望に応じていくのかという視点からの御指摘もございましたし、特に予算管理の関係で予算の積み上げという点で不十分さが指摘されました。そういった中で、幾つかお尋ねをしますが、補正予算書の20ページ。ここに、給与明細にかかわる資料というか、データが載っております。補正予算給与費明細書ということですが、総額で、給料、職員手当、それから共済費、合わせて6,700万円、大変大きな額であります。

大須賀町政になって今回の3月補正、4回目ですよ。過去どういような経過を、特にこの3月それぞれの年度末で給与費の関係の減額、つまり人件費の減額というのは、どういような推移をたどっているのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 過去の推計でございますけれども、3月補正の経過でございます。一般会計のみとさせていただきますが、21年度におきましては約3,300万、22年度には3,900万、23年度が3,900万、24年度が3,000万ということで、今回が6,700万という形で、数値的に大きな数字になっております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁のありましたように、また年度のあれがおかしくなって、それはともかくとしまして、この4年間の間で、今回の6,700万、一般会計だけですが、

それ以外に駅前と集排と下水、100万、200万、200万、合わせて7,200万。それぞれの年度の関係もあるわけですが、一般会計ということだけに絞り込んでいっても、6,700万円。つまり、あとの3年間でいけば大体4,000万円から4,000万弱という点からいくと、いや人事異動でございまして、人件費がこうなりましてという形で、ああそうですかと、おっしゃるとおりでございますねという形で受けとめがたい。こういう面が出てる。

それは一つは、予算管理の問題と予算の積み上げの問題。それからもう一つは、うがった見方をすれば、ここにおける財源隠しと、いちばんでできるわけですね。それぞれこの4年間の中で平均的な昇給の関係からいけば、1.8%ですよ、見込み。例えば25年度でいけば1.8%の平均昇給見込み。前年の24年度でいけば1.7%です。こういう中で見込みを立てて、結果的には人事異動がありましたよという形の中でいったとしても、こういう平均のアップ率も含めていくなれば、6,700万円というのは、これは意図的な関係でしか私は理解できんと思うわけですが、そういう点ではどういう説明をされますか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、今回、大きく減額させていただく理由があります。

まず、給与の共済費の関係ですけれども、まず1点目は、年度途中の退職者が2名いたということでございます。2点目は、育児休業者が12名いたということで、25年の途中からは7名、当初からは5名ということで、この育児休業につきましては、この12名分を計上させていただいておるわけですが、実質育児休業をとられたということで、この給料と共済費については、この2点で減額になっております。年度途中の関係と育児休業の関係でございます。

共済費の関係につきましても、これも2点ほどございます。共済費の2月の追加負担分が23年度と24年度にそれぞれ1,600万あったわけですが、これが25年度はなかった。それが今回は発生しなかった。それまで2カ年は1,600万が発生しておったのが、25年度は発生をしなかったということと、あと、退職手当組合の特別負担金ですけれども、これにつきましては、23年度が3,200万、平成24年度が4,900万、それがこの25年度は2,700万という形で、このような形でこの25年度は以上のことの要因で、過去に比べて大変大きな減額になったということが原因でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いずれにしましても、年度末にすれば、その財源がどういうふうにかかされるかということにはならんわけなんですね。結果的には帳じり合わせをする、そういう中で今回6,700万円という人件費が減額されたという点でいけば、一つは別に年度末に人件費の関係、給与明細の関係が減額というのは、一般的にはそう。しかし12月にやった経過がございましてね。これは12月にもやっておるんですよ。いずれにしても12月にも減額あるいは場合によっては増額補正をしているというようなことも含めていくなれば、私は的確な関係から含めて予算管理というものがいかなもの

かなというふうに思います。

次に、財調の関係で、先ほどの質疑の中で補正後の財政調整基金が26億2,582万8,000円ありますよとこういう答弁でありました。この中に、地域の元気臨時交付金を財源にした積み立て額というのはございますかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 人件費の関係でございますけども、先ほど言いましたように、共済費が2月の追加負担分がなかったこと、あと退職手当の特別負担金については、直近にならないとわからないということでありまして、今後、より一層適正な積算等に努めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 財政調整基金の年度末の予算ベースの内訳の中に、地域の元気な交付金の部分の積み立てがあるかということでございますが、これについては特段ないかというふうには思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地域の臨時交付金の関係、これは多分24年度の関係、24年度あるいは場合によっては23年度という形の中で、財源という意味合いで国のほうからの交付金がある。それは積んでいってもいいよと、基金で積んでいってもいいよとこういう内容でもありました。

ですからもし、それが積んであるとするならば、これは基金の趣旨からいって、有効活用していかないかんですよと。たまたまこの当該年度では、事業選択の問題も含めて、使うことよりも基金に積んだよと。そういう自治体も結構あるわけ。そうしたときに、いつまでもため込んでおくのかということになると、この趣旨からいくと、早い目にその趣旨を生かして財源を活用して、元気な自治体になるための施策を展開しなさいよと、こういう内容でありますので、多分ないと思いますが、多分というとなかなか、いったかどうか知らんが、いずれにしてもそういう内容の基金があるとするなら、精査をして、財源の中に反映していただきたいと思います。

次に、14ページ、農林水産業費の35款20目、経営体育成支援事業補助金、これが載っております。600万円の減額ですよ。600万円の減額というのは、幾らか当初予算が720万円です。当初予算が720万円、その84%の600万円が減額という点でいきますと、ではどういう育成支援事業を見通しをしたのか。こういう問題が生まれてまいります。こういう形を整えていくと、26年度ではこれは600万また組んだら。組んだら。いうこと、ではこれは何だと。この支援事業というのは何なのか。相手の意向だということだったら当初予算でそういう相手の意向もちゃんと積んだのかというのが返ってくるわけです。それはどういうことなんです。84%も減額でございますよと。いかがなものか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらの経営体育成支援事業でございますけども、これは地域農業の担い手の経営規模の拡大や農産物の加工、流通、販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要になった農業用の機械等の導入について支援するという国の事業でござ

ございます。こちらについて600万の減額でございます。農家の方で、ミニライスセンターを建設するというので、米の色彩別の色を選別する機械の購入をやりたいということで、これについては平成24年10月ごろに、そちらのほうから本人さんからお話ございまして、25年度中にライスセンターを建設しますよということでございました。それについて、県との事前調整も24年度中に実施したわけでございます。25年5月に入りまして、本人さんに聞き取りしたところ、ちょっと建設がおくれてますよということでしたけども、年度内には完成すると。ただしちょっと機械の購入については次年度になる見込みですということのお話があったわけでございますけども、26年1月にライスセンター完了はしましたもんですから、これについては次年度でお願いしますというお話が出てきたわけでございます。これ600万で30%の補助です。ですから、2,000万の物を買うということで600万の補助が来るということでございます。ですから、次年度26年度でございますけども、この補助事業が限度額が設けられまして、300万までですと、今まで30%は変わりませんが、300万が限度ですよということ、その旨も本人さんに確認したところ、それでもいいから26年度に回してくれということで、今回切らせていただいて、26年度は300万、この本人にしてはその関係でございます。

あと120万ですけども、これはまた別の方で、イチジク農家のハウスの建設ということで、こちらについては支援の補助のほうはさせていただいているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質問は終わりました。

次に、第17号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

ないようでございます。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

ないようでございます。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ございませんか。

ないようでございます。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず歳入で、起債が600万円の件ということで、当初予算は2,

700万円でありました。そうしますと起債というのは、いわゆる補助対象事業という形になる。いわゆる適債事業だよということになるわけですが、当初に比べて600万円減という形にしますと、適債事業がどうなったのかという問題が一つ指摘できるかな。そういうことの裏返しかどうかはともかく、説明を聞いて後になりますけども、繰越明許という形で1,826万6,000円、これが載っております。その内容は、物件移転の補償の、本年度内移転の見込みが困難になりましたよということでありまして。そうしますと、繰越明許イコール物件移転補償が起債の対象かどうかという疑問も生まれてきますが、まずこの2つについて説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、起債の関係で当初予算2,700万が2,100万に減額しまして、600万ほど減額してございます。これにつきましては、2つの補助金を社会資本の中でも活力創出というものと、市街地整備というものをいただいているのですが、そのうちの市街地整備の600万がまるっきりゼロという形で、それが減額600万ということでございますけども、これにつきましては、いわゆる、これは建物移転と関係は直接はしないんですけども、間接的には大型の建物はなかなか予定よりもおくれてきたと、取り壊しのほうがですね。そういった面で、それを予定していた工事関係、いわゆる区画道路の関係の工事、こういったものがおくれてきているということから、全体的にそういった適債事業と申し上げますと、いわゆる市街地整備のほうの事業が適債から事業がなくなったということで、その分で600万が減額となっております。

それで、2点目の建物の移転の関係につきましては、当初予定していた建物がB街区の共同化の関係の進捗によってということであったのものですから、それがなかなか進捗していないということから、別の建物に組みかえたという形で建物移転のものが、当初230平米ぐらいの建物でしたけども、新たに285平米ほどの建物に移転補償物件を切りかえたということで、その分の増額が出てきていると。これについての補助金については、当初の内示額、これからふやすことはできないということから、これについては補助金額についても増額はできないというような状況から、今、このような補正になってるということでありまして。それで、今組みかえた建物、285平米ほどの建物ですけども、これを今からこれで契約を進めて繰り越しをかけていくというような考え方で出てきているというようなことでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 繰越明許の関係でいろいろ説明をいただいたわけですが、要は1,826万6,000円の繰越明許しますよ、対象物件が230平米から285平米に変わりましたよと。つらつらっと駅前の状況を見て、そういう移転補償をかけるような物件が、どこに所在をしておるのかな。つとつと見ても、もう跡残っておらんへんじゃんね。大津屋はもう今は片づけて、あとは残廃をどうするかというだけで、あと、物件補償の移転補償をかけて、あるいは対象物件の面積が285平米という形で繰越明許をかけるような物件がどこなのかというのが、私はなかなか見えんわけですが、そこら辺の説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 当初、予定していた建物は、駅前にある寝具屋さんでございますけれども、寝具屋さんを見送りまして、新たに一番地区の南側、新幹線に近い側でございます住宅がございます。地区の境界でございます。その建物が、先ほど申し上げた285平米の建物でございます。これが、実は借地で建っている状況でございます。借地で換地は、この方ございませぬので、地区外への移転ということになるわけですが、そういった建物、これは木造の2階建て専用住宅ということでございますけれども、これを繰り越し対象とさせていただいてるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） ほかにございませぬか。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1,900万円の減ということですが、説明でいきますと詳細設計で見直した結果、今年度執行は見送りましたよとこういう説明だったというふうに私は書いておるわけですが、そうしますと詳細設計で見直して見送ったというのは、では当初予算の組み立て、その基礎は何なのか。つかみ金なのか、井勘定なのかという問題が出てくるんですね。少なくとも、要は予算を獲得だけしておいて、あとは詳細設計であかんかったら返せばいいじゃないかと、減額すればいいじゃないかということなのかどうなのかという点が、やっぱり予算管理の問題、積算の問題というものができてくるわけです。そういうことでいきますと、結局、井勘定でつかみ金で予算獲得さえすればよかったと、それで目的達成なんだよ、あとは年度末でこういう形で理由つけて減額すればいいんじゃないかと、こういうような理解でしかできんわけですが、この辺の説明はきちっとやっていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、集落排水の工事請負費の関係では1,500万、また22節の補償金では400万ほどが減額ということでございます。これにつきましては、テレビカメラによる調査を24年度に行いました。それが新永地区ですね、新永地区でのテレビカメラ調査によって補修が必要であると、管路の補修が必要であるというようなことから予算計上を行いました。実際に1,000万の補修工事費、またそれに伴う補償関係が発生するのではないかとということで400万ほどの計上をしてございましたが、実際には、この詳細に現地のほうを測量させていただいた中で、横断する、これは土地改良施設でありますけれども、水路が下水道管の上を走っておりまして、下水道管と農業用排水のボックスが、1200の800のボックスですけども、そのボックスが若干たるんでいる状況であったということから、これは抜本的な改良が必要ではないかというところが、現地の測量によって判明してきたということから、これは実際にもう少し照査していきながら、またその広報も再検討する必要があるということから、今回工事を見送ったというふうな状況でございます。

それと、500万の処理機器等修繕工事につきましては、処理場の機械等の、これは

請け負い残というような形での500万円の減というような形で受けとめてございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 詳細の内容は、今説明答弁がありました。しかし先ほど申し上げたとおり、あなた方のこの議案説明会の中でいけば、詳細設計でその結果見送りましたよという内容ですよね。ですから先ほど申し上げたように、詳細な設計の内容は今お聞きしましたよ。要は、予算編成のとき、予算獲得のときには何なのかと、この原点は何なのかということをお尋ねしておるわけですね。要は井勘定なり、つかみ金であって、詳細設計は後からついてくる理由であって、どうなのかという点でいきますと、予算を積み上げて獲得するというだけの基礎的なものは何なのかと。詳細設計をやってみなくてはわかりませんよということになるならば、それは井勘定つかみ金勘定で予算を獲得したとこういうことに尽きるよということの説明を求めているわけ。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この予算、工事請負費、当初予算としては8,840万という形で今回1,000万を減額して7,840万という形で、この8,840万が議員の言われるような形のものであってはならないと思うんですけども、これは積み上げたものとして概算計上として工事請負費を積算しておりますので、その分の請負減とかそういったものを含めた部分では発生してこらざるを得ないのかなと。ただ、大きな要因として、今回のこの工事を見送っているという実情がございますので、そういった面では当初の工事の精査ができていなかったということらへんは、現地の確認含めて、その辺は反省すべきところではあると思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案8件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第1号議案 幸田町名誉町民の推薦について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第1号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第5号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第17号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第18号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第19号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第20号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第22号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第22号議案は、原案どおり可決されました。



日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6、第2号議案から第15号議案までの14件と第23号議案から第31号議案までの9件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第2号議案から第15議案までの14件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第2号議案につきましては、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、災害派遣手当の見直しに伴い、必要があるからでございます。具体的に、本条例は本町において、自然災害、新型インフルエンザ発生もしくは武力攻撃を受け、本町の要請に応じて各関係機関から派遣された職員に対して災害派遣手当を支給する条例でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容について、第1条中、大規模災害からの復興に関する法律が今年の平成25年6月21日に公布され、また新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行が今年の平成25年4月13日に施行されたことに伴い、このような場合において、災害派遣手当を支給できるように新たに追加するとともに、字句の整理を行うものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

議案関係資料は11ページから12ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由は、西三河農業共済組合の名称変更に伴い、必要があるからでございます。本条例は、公益的法人等へ職員を派遣する場合に必要な事項を定めた条例であります。

6ページをごらんいただきたいと思えます。

改正の内容につきましては、財団法人愛知県市町村振興協会の公益財団法人化に伴い、第2条第1項第1号を改正するものであります。また現在、職員を派遣しております西三河農業共済組合を含めた県内の農業共済組合等が、平成26年4月1日から統合され、愛知県農業共済組合に変更されるため、第2条第1項第3号を改正するものであります。その他語句の整理を行うものであります。

施行期日は平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料は13ページから14ページでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国の基準に準じ、55歳を超える職員の昇給の基準を改定するために、必要があるからでございます。国においては、平成24年の人事院勧告で55歳を超える職員の昇給抑制が出され、それに伴い一般職の職員の給与に関する法律が公布され、国の昇級日であります1月1日から施行されております。旧来55歳を超えた職員は、1年間標準の勤務成績であれば、幸田町の昇級日である4月1日から2号級昇級していたものを、今回の改正では標準の勤務成績では昇級しないこととするものであります。

次に、8ページをごらんいただきたいと思えます。

改正内容につきましては、第6条第5項の規定において、55歳を超える職員が標準の勤務成績の場合の昇給は2号級としていたものを、勤務成績が極めて良好の場合または特に良好の場合に限り昇級し、標準の勤務成績の場合は昇級しないとともに、所要の条文整理を行うものであります。

施行期日は平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料は15ページから16ページでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、第5号議案、第7号議案及び第8号議案の3件につきましては、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗に言います地域主権改革一括法、以後は地域主権改革一括法と言わせていただきますが、この法律の施行に伴い、条例制定等を行うものであります。

趣旨は、地域主権を進めるため、これまで国が一律に決定した自治体に義務づけてきた施策等を自治体の条例の制定等により、みずから決定し実施することに改めることが必要となったためであります。

議案書9ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。

提案理由は、地域主権改革一括法の施行に伴い、必要があるからであります。

10ページをお願いいたします。

条例の概要であります。これまで市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令に基づくものでありましたが、地域主権改革一括法に伴い、改正後の消防組織法第15条第2項において、市町村の条例で定めること、さらに同条第3号において条例を定めるに当たっては、政令で定める基準を参酌するものとなったことにより、条例を制定するものであります。第1条の制定の趣旨、第2条で消防長の資格、第3条では消防署長の資格を規定するものであります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料は17ページでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして6号議案、11ページになりますけれども、幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令、平成26年政令第17号の施行に伴う危険物申請手数料の改正及び町管理道水路用地と私有地との境界立会手数料の廃止に伴い、必要があるからであります。

12ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、初めに建設部にかかるものであります。第3条事務の種類及び金額において別表第1に定めるところによる町管理道水路用地と私有地との境界立会手数料の項を削除し、官民界手数料1件当たり2,000円としていたものを廃止するものであります。

次に、消防本部にかかるものであります。別表第2中の危険物製造所等設置許可等の申請手数料を政令の一部改正に伴い改正するものであります。今回手数料を改正する危険物施設は、大規模な危険物施設であり、現在幸田町におきましては該当する施設はございません。その他字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料は18ページから25ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして第7号議案、15ページになりますけれども、幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地域主権改革一括法及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、社会教育委員の委嘱にあつては、社会教育法第15条第2項の規定にて委嘱の基準を設けておりましたが、法改正により、その規定が削除されたため、文部科学省例を参酌して、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱することを条例第2条委嘱の基準において規定するものであります。その他条項及び字句の整理を行います。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

議案関係資料は26ページから27ページでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、17ページをお願いしたいと思います。

第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、必要があるからであります。

18ページをごらんいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、地方青少年問題協議会法第3条第2項及び第3項にて、会長は地方公共団体の長及び委員は関係行政機関の職員のうちから地方公共団体の長が任命することを規定していましたが、法改正により、この項が削られたため、条例第2条第2項及び第3項において規定するものであります。その他条項及び字句の整理でございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

関係資料につきましては、28ページ、29ページでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして19ページ、お願いたします。

第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、道路法及び河川法が適用または準用されない道水路等は、法定外公共用物として、その管理のための条例を平成8年に定めて幸田町が管理しているわけですが、第10条占用料等及び徴収方法において、第2項の占用の期間が1カ月未満についての占用料の額は、別表第1に定めるところに従って計算していた額に、1.05を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、1.08を乗じて得た額とするものであります。また、第3項における採取料については、別表第2に定めるところに従って計算していた額に、1.05を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、1.08を乗じて得た額とするものであります。その他字句の整理をするものでございます。

施行期日は平成26年4月1日からであります。

議案関係資料としては30ページから34ページでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案書の21ページでございます。

第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的

な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第2条占用料の額において、法定外と同様占用の期間が一月未満についての占用料の額は、占用の期間または数量に応じて別表に定めるところに従って計算して得た額に、1.05を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、1.08を乗じて得た額とするものであります。また、道路法第39条及び道路法施行令第18条の改正に伴い、国の事業で道路占用料を徴収することができるものが実質的になくなったことから、道路法第35条にかかる部分を削除するとともに、同様に電線共同溝整備法第21条にかかる部分も削除するものであります。その他、字句の整理をするものであります。

施行期日は平成26年4月1日からであります。

議案関係資料は35ページから38ページでございますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案書23ページでございます。

第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正についてであります。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第2条占用料等及び徴収方法において、各号に掲げる占用等の許可の区分に応じ、当該各号に定める額の占用料等を徴収することとなっており、第1号流水占用料と、第3号河川産出物採取料については、それぞれ計算していた額に1.05を乗じた額とするところ、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、1.08を乗じた額とするものであります。

また、第2号土地占用料においては、当該許可の期間が一月未満の場合は、非課税取引とはなっていないため、同表に定めるところにより計算し得た額に1.05を乗じ得た額とするものを、消費税法及び地方消費税の税率の改正に伴い、1.08を乗じて得た額とするものであります。その他字句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成26年4月1日からであります。

議案関係資料は、39ページから41ページでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、25ページになりますけれども、第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。

提案理由は、幸田町地区計画におきまして、新たに幸田岩堀地区整備計画区域を定めることに伴い、地区を追加する必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第2条適用区域に基づく別表第1において、岩堀地区整備計画区域を追加し、第3条建築物の用途の制限に基づく別表第2における計画地区の区分及び建築してはならない建築物の制限を追加するものであります。

幸田岩堀土地区画整理事業区域の全域約6.3ヘクタールにおいては、事業進捗に伴

い、便利で住みやすいまちづくりに寄与するため、都市計画法に基づく用途地域を、第1種住居地域に緩和するにあわせ、住宅の環境悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止することを目的に、工場やポーリング場、3階以上の部分への店舗等の建物用途について、地区計画による建築物等に関する制限を行い、健全かつ利便性の高い住宅地の形成を図るものであります。

施行期日は公布の日からであります。

議案関係資料は、42ページから44ページでございます。お願いいたします。

続きまして27ページになりますけれども、第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第9条使用料において、使用期間が一月未満の公園使用料について、道路占用と同様に別表第2に定めるところに従って計算し得た額に、1.05を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方税法の税率の改正に伴い、1.08を乗じて得た額とするものであります。その他、字句の整理をするものであります。

施行期日は、平成26年4月1日からであります。

議案関係資料は45ページから50ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書31ページになりますけれども、第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正についてでございます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び消費税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町下水道条例につきましては、第19条使用料の算定方法において、別表に定めるところにより算定する額に、100分の105を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、100分の108を乗じて得た額とするものであります。

また、幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例につきましても、第15条使用料の算定方法において、別表第2に定めるところにより算定する額に、100分の105を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、100分の108を乗じて得た額とするものであります。

次に、幸田町水道事業給水条例につきましては、第6条分担金において、別表第1に定める額に100分の105を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、100分の108を乗じて得た額とし、第26条料金において、別表第2に定める料金の合計額に、100分の105を乗じて得た額とするものを、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、100分の108を乗じて得た額とするものであ

ります。

その他条項及び字句の整理をするものであります。

施行期日は、平成26年4月1日からであります。なお、経過措置といたしまして、使用料及び水道料金につきましては、2カ月ごとの徴収となっておりますので、施行日前から継続使用の場合、施行日から平成26年4月30日までの間に支払いを受ける権利が確定されるものにかかる使用料及び水道料については、従前の例によるものであります。

議案関係資料は51ページから67ページであります。御参照いただきたいと思います。

続きまして37ページになりますけれども、第15号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路整備、道路区画整理事業等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田町相見特定土地区画整理事業において、東海道本線西側区域内の区画道路が整備され、また横落郷東地区13戸、深溝城山地内25戸及び野場南野地区8戸において、住宅開発において道路などが整備されたため23路線の新規認定及び2路線の廃止認定と、3路線の廃止するものであります。

なお、路線名等につきましては38ページから41ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

議案関係資料68ページから75ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、単行議案につきましては以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

提案理由の説明を継続してください。

町長。

○町長（大須賀一誠君） それでは引き続きまして、当初予算の23号議案から31号議案までの平成26年度会計別の予算の概要につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

第23号議案、初めに、平成26年度幸田町一般会計予算につきまして、お願いたします。

予算書及び説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ131億2,000万円と定めるものであります。前年度対比9億円増、7.4%増であります。

第2条につきましては、18ページを御参照いただきたいと思います。

第2条の債務負担行為は、第2表のとおり、基幹系業務システム再構築業務に要する経費につきまして、期間は平成27年度、限度額を1億8,900万円として債務負担をお願いするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、大草保育園駐車場整備事業にて4,000万円を予定しております。

13ページにまたお戻りいただきたいと思いますけれども、第4条の一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。

第5条では、歳出予算の流用の取り扱いについて定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照いただきたいと思います。予算内容につきましては、26ページからまたごらんいただきたいと思います。

10款町税であります。個人町民税は納税義務者数の増加及び均等割額の増額などにより、前年度比1.7%増の23億600万円とし、また法人町民税は自動車関連企業を初めとした企業業績の回復により、前年度比10.5%増の12億3,020万円といたしました。固定資産税は、土地分は税制改正による増、家屋分は区画整理地区内の新築等による増と、償却資産分は企業の業績改善もあり増を見込み、総額で前年度比5.4%増の41億7,590万円として、軽自動車税につきましては、引き続き販売好調を見込み、7,450万円といたしました。たばこ税につきましては、消費税増税に伴う値上げなどによる売り上げ本数の減少を見込み、前年度比5%減の2億8,500万円といたしました。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思いますけれども、入湯税は、前年度とほぼ同額の380万円を見込み、都市計画税は固定資産税と同様の理由により前年度比4.3%増の2億9,300万円とし、10款の町税全体では、前年度比11.8%増の83億6,840万円の計上といたしました。

15款地方譲与税から40款交通安全対策特別交付金につきましては、28ページから33ページとなります。

まず28ページでございますけれども、前年度から増額を見込んだものでは、21款配当割交付金につきましては、軽減税率の税制改正による増を見込み、前年度比130.8%増の3,000万円の計上といたしました。

次に30ページをごらんいただきたいと思います。22款株式等譲渡所得割交付金につきましても、軽減税率の改正による増を見込み、前年度比65%増の660万円の計上とし、23款地方消費税交付金につきましては、消費税率が5%から8%になることの影響により、前年度比7.7%増の4億2,000万円の計上といたしました。

また、30款自動車取得税交付金につきましては、税制改正に伴う税率の引き上げとエコカー減税の拡充による減を見込み、前年度比59%減の3,200万円の計上といたしました。その他の諸交付金につきましては、前年度並みと見込みました。

次に、32ページをごらんいただきたいと思います。

45款の分担金負担金につきましては、園児数の増加による保育料保護者負担金の増

などにより、前年度比7.4%増の1億9,757万6,000円の計上とし、32ページから37ページの50款の使用料及び手数料につきましては、JAとの指定ごみ袋の代金の精算方法の変更による減などにより前年度比10%減の2億2,095万9,000円といたしました。

次に、36ページをお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金や子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の新規計上などにより、総額で前年度比2.9%増の10億5,409万9,000円といたしました。

次、40ページをごらんいただきたいと思いますが、60款県支出金につきましては、子育て支援減税手当給付事業費の補助金の新規計上や障害者福祉サービス費等負担金の増などにより、総額で前年度比10.1%増の6億5,136万6,000円といたしました。

次に、46ページをお願いしたいと思います。

65款財産収入につきましては、基金利子が主なもので総額を1,856万9,000円といたしました。

続きまして、48ページでありますけれども、70款寄附金につきましては、科目維持とし、75款繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、不足する部分は基金で補填することとし、教育施設整備等のため教育施設整備基金から3,800万円を経常経費等の不足額を補填するため財政調整基金から10億7,771万1,000円を繰り入れ、その他特別会計からの繰入金の含め、総額で対前年比6.5%減の11億2,241万9,000円といたしました。

続きまして、50ページでございますけれども、80款の繰越金につきましては、前年度と同額の3億円とし、50ページから57ページにわたります85款の諸収入につきましては、小・中学校の給食費が主な収入で、ほぼ前年度並みの総額4億5,149万2,000円といたしました。

56ページでございますけれども、90款の町債につきましては、大草保育園の駐車場整備事業に対する4,000万円の借り入れのみとし、プライマリーバランスを堅持し、財政の健全性の確保に努めてまいります。

以上、平成26年度一般会計当初予算の歳入についてでございます。

続きまして、歳出に移ります。

歳出の款の総額につきましては、22ページを御参照いただきたいと思いますが、

まず、予算内容につきましては、58ページからとなりますが、性質別区分に基づき説明を申し上げますので、別冊となっております平成26年度当初予算概要の5・6ページ、平成26年度一般会計予算款別・性質別一覧表をごらんいただきたいと思いますが、

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費について、総額で対前年度比3.2%増の63億6,274万1,000円となっております。

その主な要因といたしましては、障害者福祉事業での介護や訓練等給付費の増などにより、扶助費が対前年度比3.8%増の17億5,401万2,000円となったことや、平成23年度相見駅自由通路建設事業での起債償還がスタートしたことなどにより、公

債費が対前年度比5.4%増の12億9,521万6,000円となったことによるものであります。

普通建設等の投資的経費につきましては、総額で対前年度比8.6%増の8億1,694万9,000円となっております。そのうち、普通建設事業につきましては、中央小学校大規模改造事業、大草保育園駐車場拡張用地購入及び整備事業、保健センター空調改修事業、道路新設改良事業、野場横落線、長嶺1号線等、芦谷住民広場用地購入事業、主なものでございます。

その他の物件費、維持補修費、補助費等の経費につきましては、総額で59億233万8,000円、対前年度比12%の大幅な増となっております。

物件費の主な増加要因といたしましては、基幹系業務システム再構築業務の委託料の増によるもの。補助費等においては、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当の新規計上によるものであります。

また繰出金においては、国保・介護・下水道等の特別会計の事業の増に対応するためのものであります。

以上が、平成26年度幸田町一般会計予算の概要であります。

第24号議案でございます。平成26年度幸田町土地取得特別会計予算につきましては、予算書及び説明書153ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2,950万6,000円と定めるものであります。対前年度比1,530万円、34.1%の減であります。

減少の主な要因といたしましては、一般会計への売り払いなど財産収入が減少したことによるものであります。

続きまして、第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。181ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ31億5,815万6,000円と定めるものであります。対前年度比1億2,702万6,000円、4.2%増でございます。

増加の主な原因といたしましては、保険給付費及び後期高齢者支援金の増加見込みによるものでございます。

続きまして、第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。223ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,708万1,000円と定めるものであります。対前年度比2,895万円、10.8%の増でございます。

増加の主な要因といたしましては、後期高齢者事業広域連合給付金の増を見込んだものでございます。

続きまして、第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算につきましては、251ページからでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ17億66万3,000円と定めるものであります。対前年度比3億364万2,000円、21.7%の増

であります。

増加の主な要因といたしましては、介護サービス給付費の増加を見込んだものであります。

続きまして、第28号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算についてであります。291ページでございます。ごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,254万7,000円と定めるものであります。対前年度比1億3,539万3,000円、72.3%の増であります。

増加の主な要因といたしましては、物件移転補償額の増によるものであります。

第2条、地方債につきましては、294ページ、第2表のとおり、幸田駅前土地区画整理事業で建物などの移転補償費に6,800万円を予定いたしております。

続きまして、第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、323ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,523万6,000円と定めるものであります。対前年度比273万2,000円、0.7%の増であります。

増加の主な原因といたしましては、管路の補修等の増によるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、326ページをごらんいただきたいと思います。

第2表のとおり、公営企業会計移行業務に要する経費に関し、その期間を平成27年度から平成28年度とし、1,730万円を限度に債務負担することをお願いするものであります。

続きまして、第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算についてであります。355ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,943万5,000円と定めるものであります。対前年度比7,852万5,000円、11.2%の増であります。

増加の主な要因といたしましては、3つの土地区画整理地域等の下水道整備によるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、358ページをごらんいただきたいと思います。すけれども、第2表のとおり、公営企業会計移行業務に要する経費に関し、その期間を平成27年度から28年度とし、2,600万円を限度に債務負担することをお願いするものであります。

第3条関係につきましては、地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業で5,400万円、流域下水道事業で1,500万円を予定いたしております。

最後でありますけれども、第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算につきましては、383ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、8億1,056万3,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億9,704万1,000円を計上し、収益的収支差し引きは1,352

万2,000円といたしたものであります。

次に、資本的収入につきましては、2億8,091万8,000円を計上し、資本的支出につきましては、7億1,601万8,000円といたしております。

永野ポンプ場更新工事、区画整理事業関係の配水管布設工事などを推進してまいります。

資本的収支における不足分4億3,510万円は、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決・御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月5日水曜日午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、2点連絡を申し上げます。

1点目、議会広報特別委員会を本日14時45分から第1委員会室にて開催します。委員の方は、御出席をお願いいたします。

2点目、3月3日付で全国町村議長会からファクスの連絡がありましたのでお知らせをします。件名は、大雪被害からの早期復旧に関する緊急要望案ということであります。これについては、全国町村議長会から関係省庁及び政党に対して活動が行われるという内容であります。文案については、議員棚にそれぞれ配付してありますので、各自ごらんいただきたいと思っております。

以上であります。

大変御苦労さまでございました。

これにて、散会といたします。

散会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年3月3日

議 長

議 員

議 員